

第 4 回

相模原・津久井地域合併協議会会議録

平成16年8月4日

相模原・津久井地域合併協議会

第 4 回 相模原・津久井地域合併協議会会議録

目 次

○会議次第	1
○出欠席者名簿	2
○開 会	3
○会長あいさつ	3
○議 事	4
○そ の 他	93
○閉 会	98

第4回相模原・津久井地域合併協議会会議録

日時：平成16年8月4日（水）午後2時から

場所：神奈川県立相模湖交流センター多目的ホール

〈会議次第〉

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

〈協議事項〉

- 協議第 4号 新市の名称について（継続協議）
- 協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第13号 慣行の取扱いについて
- 協議第14号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第15号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第16号 土地利用の取扱いについて
- 協議第17号 上下水道事業の取扱いについて

〈報告事項〉

- 報告第16号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1
- 報告第17号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について
- 報告第18号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について
- 報告第19号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

4 その他

- (1) 第5回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について
- (2) 今後の協議会開催日程（案）について

5 閉 会

〈出欠席者名簿〉

○出席委員（４７名）

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、小林正明副会長、天野望副会長、
由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、三橋豊委員、小磯義範委員、
一戸法子委員、柴田正隆委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、小野志郎委員、栄裕明委員、
菊地原一朗委員、八木大二郎委員、串田茂美委員、内田昭和委員、柳川静徳委員、
齋藤久雄委員、中里州克委員、小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、向山武委員、
西川堯委員、落合宣明委員、尾崎洋子委員、関戸昌邦委員、小嶋重春委員、荒井正次委員、
永井宏一委員、高橋絢子委員、大神田日本委員、石川幸夫委員、宮崎嘉博委員、大竹栄委員、
前田建二委員、所谷嘉昭委員、永井充委員、山口幸一委員、高城正勝委員、森繁之委員、
田中克己委員、小林弘委員

○欠席委員（３名）

河本洋次委員、窪田雅詞委員、久米好平委員

○アドバイザー

吉田民雄東海大学教授、辻琢也政策研究大学院大学教授

○幹事

山口秀夫幹事長、永井一浩副幹事長、清水東次幹事、矢口五郎幹事

○事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、
柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、齋藤淳副主幹、佐藤光男主査、菊地原央主査

○専門部会

宮崎泰男企画部会長、内藤春雄市民部会長、内田登都市部会長、岩本和紀土木部会長、
松本孝一管理部会長、内田晴明学校教育部会長、佐藤晃会計部会長、提俊夫監査委員部会長、
渋谷勝美企画部会副部会長

○傍聴者

一般傍聴（８５名）、報道関係者（７名）

開会 午後2時01分

◎開 会

○田所事務局長 初めに、ご報告を申し上げます。相模原・津久井地域合併協議会規約によりまして、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないと規定されておりますけれども、本日の会議、50名の委員のうち46名の方のご出席をいただいております。会議の方は成立をいたしておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、小川会長より、開会の宣告並びにごあいさつをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。



◎会長あいさつ

○小川会長 本日は、皆様、大変ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、第4回相模原・津久井地域合併協議会を開催いたします。開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

相模原・津久井地域合併協議会は、本日で第4回目を数えることとなりました。また、協議会に設置いたしましたまちづくりの将来ビジョン検討委員会におかれましては、本日まで6回の委員会を、議員の定数等に関する検討委員会におかれましても3回の委員会が開催され、活発なご議論やご検討が行われているところでございます。関係の皆様のご協力により、当協議会におきましては、合併後の1市3町の姿というものを、少しずつではありますが、形づくることができているのではないかと考えております。

さて、前回の協議会では合併の方式が決まり、いわゆる合併の基本4項目と言われております項目のうち、3つまでが決定をいたしました。本日は、第2回からの継続協議となっております新市の名称のほか、行政連絡機構の取扱いや慣行の取扱いなど、また各種事務事業の取扱いにつきましてもご協議をいただく予定でございます。大変重要な事項をご協議いただくわけですが、1市3町の将来を見据え、お互いに譲り合いながらご協議をいただければ、必ずや到達点が見出せるものではないかと考えております。

また、傍聴においでいただいた皆様におかれましても、協議の状況をご覧いただき、1市

3町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果がございますことを期待いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

○田所事務局長 ありがとうございます。



◎議 事

○田所事務局長 それでは次に、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これから議事の進行につきましては、小川会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することになっておりますので、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、津久井町議会副議長の大用順司委員と、相模湖町議会市町村合併調査特別委員会委員長の永井宏一委員にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いをいたします。

議事に入ります前に、小林副会長からご発言があるようでございます。

どうぞ。

○小林副会長 それでは、会長さんの許可をいただきましたので、4点にわたって、事務局さんに確認の意味で確認事項として質問をさせていただければと思います。

1点は、会長さんとか事務局さんへの質問についてなんですけれども、それと2点目は、1市3町首長懇談会及び決裁に関する認識についての質問をさせていただきます。3つは、事前打ち合わせ等に関する質問をさせていただきます。4つ目は、任意協議会での拘束性について質問をさせていただきます。

それでは、早速、1点目の会長、事務局への質問の件なんですけれども、実は、前回の任意協議会で、私、副会長ですけれども、事務局さんへ質問をいたしました。そういう中で、

その結果を受けて、ある人から、副会長である私が任意協議会の場で前回質問したことに対して、「副会長である私が質問することに対して、恥ずかしいことである」というふう
にうちの町で発言された方がいらっしゃいまして、確かにそういう見解もおありだと思います
すけれども、そこで、確認の意味で、副会長である私が会長とか事務局に任意協議会の場で
質問することは恥ずかしいことになるのかどうか、質問してはいけないことになるのかどうか
を確認したいと思います。

以上が第1番目です。

○小川会長 どうぞ、事務局次長。

○内田事務局次長 恥ずかしいかどうかということは、ちょっと私どもとしては申し上げられ
ないんですけれども、この協議の場で、ご質問というのはあり得ることだろうというふう
には考えております。

以上です。

○小林副会長 ありがとうございます。

2点目ですけれども、1市3町の首長懇談会というのが任意協の前に行われているので私
も参加しておりますけれども、並びに、それを受けて、議案に対する決裁が回ってくるわけ
なんですけれども、例えば、議案に対して町長が決裁いたしましたら、議案に賛成したこ
とになるから任意協議会の場で反対するのはできない、あるいはおかしい、あるいは疑問であ
るという方も確かにいらっしゃるように感じますが、この点についてどうなのかということ
が1つ目。

2つ目として、任意協議会の場で質問したり反対することが恥ずかしいことやできないこ
とやおかしいことなら、私はこの場にいることが不可能になるわけですがけれども、先ほど、
恥ずかしいことは別として、質問することは問題ないということを確認しましたので、この
2点目については省略いたします。だからこそ、私は、今日、そういうことでないからここ
の場にいるわけですがけれども、その辺についてどうなのかというのが2点目ですけれども、
どうでしょうか。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 そもそも、この相模原・津久井地域合併協議会は1市3町の首長さんの合
意で始まっておりまして、50人の委員さんでご協議が行われているということでございま
す。そして、この進め方といたしましては、規約を定めて、議案を提案する形でご協議いた
だくという仕組みになってございます。そこで提案につきましては積み上げをしていきまし

て、会長、副会長さんの——我々事務局といたしましては、合意のもとに提案がされて、皆様にご議論いただいているというふうに捉まえているところでございます。

したがいまして、事務局といたしましては、決裁につきましても、こういう内容で提案することについては会長、副会長さんのご同意が得られておりまして、それを協議会の皆様でご協議いただくと、こういうように理解しているところでございます。

以上でございます。

○小川会長 はい、どうぞ。

○小林副会長 それから、事前打ち合わせに関してですけれども、これは、各町でされたりされなかったりされていると思いますけれども、こういった実態があるわけですけれども、事務局として、各町の意向を事前に調整したり、意思をまとめて参加したり、そして報告するのが任意協議会の趣旨だというふうに思われているのかどうか。それと、事務局で各町まとめるように要請されているのかどうか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 あくまでも、50人の皆様でご協議いただくということで理解しておりますところでございます。

○小林副会長 4番目の任意協議会での拘束性についてでありますけれども、私は、第1回、第2回の協議会には出席していないのは事実でありますけれども、事前に、1回目、2回目の話し合いの中で、合併特例債の期限を考慮して協議を進めることが決められているということを知っておりますけれども、私は、当時、参加していないわけなんですけれども、この方針に私は拘束されるのかどうか、この点について、これは見解が分かれるところですから、事務局としてどう思われるかだけのコメントで結構です。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 協議会自体が、一つ一つ議案を提案させていただきまして、皆様のご協議で確認をしていただき、積み上げていくという性格であると考えておりますので。それに、「拘束」という言葉はちょっと私どもとしてはコメントしかねるところでございます。

○小川会長 拘束されるんじゃないですか。

以上ですか。

○小林副会長 はい。

○小川会長 このことで、特にご発言ございますでしょうか、皆様方の方から。

私、個人的には、今の拘束の事務局の方の説明をはっきり聞き損なって、ちょっと異なる

ものを感じてはいるんですが、どうでしょうかね。特に、皆さん、ございませんか。なければ、議事に入らせていただきたいと思います。

事務局、いま一度言ってくださいますか。ちょっと聞き取れなかった。

事務局次長、拘束されるかしないか。

○内田事務局次長 協議会として決定されているものと理解しております。

○小川会長 協議会として決定をされている・・・

○内田事務局次長 いるものと理解しております。

○小川会長 いるものと。

○内田事務局次長 はい。

○小川会長 それは、されていることに拘束されるかされないかということです。

○内田事務局次長 通常の協議会運営ということでありますれば、それに「拘束」という言葉はいかがかと思えますけれども、それに則って進められていかないと協議が先に行かないのではないかというふうには考えているところでございます。

○小川会長 協議をして決めたことだから、いわゆる「拘束」という言葉もよろしいかと思うんですが、当然それは守っていくと、お互いに。ということ、そういう解釈でいいんですね。でないと、ここで何の約束をしても・・・。

事務局次長、どうぞ。

○内田事務局次長 決定事項を遵守して進めていただきたいと思いますということでございます。

○小川会長 そういう意味での、いわゆる「拘束」という言葉がどうかはわかりませんが、お互いにそのことはお約束をしたことですので、約束を守ると。合意をしたことは守っていただくと、こういうことでお願いをしたいと思います。

特にないですね、このことでね。

それでは、用意をされました議事に入らせていただきます。

初めに、前回の協議会からの継続協議となっております、「協議第4号 新市の名称について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長、どうぞ。

□協議第4号 新市の名称について（継続協議）

○田所事務局長 お手元に事前にお配りしております資料、「第4回相模原・津久井地域合併

協議会」の資料、1ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第4号 新市の名称について（継続協議）。

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

新市の名称は、相模原市とする。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

編入する市町村の法人格が継続するということとなりますことから、編入する市町村の名称とすることが通常でございます。しかしながら、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することも可能となっております。

以上、協議第4号、継続協議でございますが、新市の名称についての説明でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

○小川会長 ただいま事務局から、協議第4号 新市の名称について説明がありました。

ここで協議に入らせていただきたいと思いますが、大変恐縮ですが、ご意見、ご質問等がある方は、挙手をしていただければ、私からご指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

小野委員さん、どうぞ。

○小野委員 城山の小野でございます。

協議第4号について申し上げます。

過去2回にわたって、2点の名称案、それと1点の手だてといたしまししょうか、公募という形で意見が出ております。このことを併せて、もう少し時間をいただき、できれば継続にさせていただくことを要望いたします。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

では、どうぞ。小林副会長さん、どうぞ。

○小林副会長 すみません。今、城山の委員の小野委員の方から発言がありまして、継続というご発言がありましたけれども、できましたら、大変恐縮ですが、私の方からも継続でお願いできればというふうに考えております。前回の任意協議会の席では、公募という方法もあ

りましたし、今後、時間をかけて継続する中で、そういった公募のやり方も具体的に出てくる可能性もありますし、是非これについては継続の方でよろしくお願いできればと思います。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ、小嶋委員さん。

○小嶋（省）委員 私、継続については一向に結構だと思えますけれども、少なくとも、第2回にこの提案がされまして、今、一定の時間の経過があるわけですから。それで、新しい市を誕生させるために、その名称の考え方自体にこだわるものではないですし、色々なお考えがあるかと思えます。しかしながら、継続、継続と来ているわけですから、できましたら、次の協議会は今月の25日に予定がされておりますから、それまでに各市町でこの名称について活発なご議論をいただいて、次の会までには一定のそれぞれの意見を出して、集約していただいたらどうかというふうをお願いをしたいと思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

どうぞ、柴田委員さんですか。

○柴田委員 相模原の柴田でございます。

新市の名称につきましては、過去2回にわたりまして、私は新名称がいいというようなお話をさせていただきました。やはり若い経営者の人たちに意見を求めまして、おおよそ、この新市の名称が変更になった場合、支出が増える方というのは事業主の方々が主に多くなるだろうという中で、いろいろなデメリットなんかもお話をさせてもらったんですが、結果といたしまして、やはり意見が非常に割れました。

結論といたしましては、継続をさせていただきたいということと、今ちょっとお話がありましたが、今月末までにある程度意見を調整するとなりますと、お盆等も控えておりますので、なるべく長い期間にわたって、継続的にこの件につきましては検討させてもらいたいというふうにご提案させていただきたいと思えます。

以上です。

○小川会長 私、お聞きしていいかどうか。なるべく長い期間というのは、どういう解釈をしたらよろしいのか、ちょっとわかりませんが。

○柴田委員 なるべく長い期間といっても、当然期限はあると思うんですが、単純に言えば、民意がきちんと反映される時期まで。その時期はどの程度のものかというのは、事務局サイドでどういう形で民意を反映していくかとか、この合併協議会の中でどのような形で民意を

反映させていくか、その民意の反映をさせ切れる時期というふうにとらえていただければいいかと思います。1年後では確かに長過ぎますので、秋口あたり、9月、10月あたりまでお時間をいただければなというふうに思っております。

○小川会長 わかりました。

他にございませんか。

では、山岸委員さん、お願いします。

○山岸委員 相模原の山岸です。

今、皆様のご意見をお伺いいたしまして、小野さんがおっしゃっておられるように、時間を少し貸して欲しいということでもあり、また津久井町の小嶋さんのご意見も、そう長く延ばすということではなくて、1回程度見送って、十分、各それぞれの町で検討していただくというようなことで、無制限に時間が欲しいということでは、これは会そのものの協議が進まなくなるということもありますので、できれば、次回、第5回目には、やはり結論を出すということを前提に、先送りしたらどうかなというように私は思っております。

○小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ、矢越委員さん。

○矢越委員 相模原の矢越でございます。

前日も申し上げたんですが、今、継続というご意見が大多数なので、それを前提としてお話をさせていただきますと、私は「相模原市」で結構ではないかと思っております。私個人といたしまして、ビジョンの検討委員会の中でも、津久井町、3町の皆様方の思いといえますかに関しましては、優先的に酌んでいるつもりでございます。それを、例えば、新市名にするとするならば、ほかの3町の皆様方は相模原市に対してどういう思いをされているのかなというところが疑問に思うところであります。

といいますのは、相模原市は62万人の人口がありまして、有権者だけでも50万人を数える市でございます。市制50周年という本年の行事もございます。その中で、「相模原市」を何かに変えて、ほかの名前にしてしまえばいいという、そういう感情的なものだけでこれを進めていいものかどうかというのが私は疑問であります。やはり皆が丸く、四角を六角形に、八角形に変えていって、丸くおさまるように、できれば「相模原市」にしていきたいと。継続にするのでありましても、このような考えがあるということを心の中に留めておいていただきたいと、このように思います。

以上です。

○小川会長 わかりました。

他にございませんか。

それでは、どうぞ、天野副会長。

○天野副会長 津久井町の天野でございますが、この市の名称について、今いろいろお話が出ました。私として、ちょっと事務局に提案ですけれども、やはり津久井町も相模湖町も、どの町も、市の名前、町の名前、村の名前を付けてきたには、それなりの歴史とか、色々ありますね。津久井町の名前も、北条、後北条時代に、こういうふうな歴史があつて「津久井」という名前を付けたとか、色々ございます。

したがって、今後、結論を出していく前に、少し、「相模原市」を取り替えようということなんですけれども、相模原市というものが刻んできた歴史、今日出ると思いますが、私は、相模原市の市民憲章というものを今回始めて、改めて読ませていただきました。これは、神奈川県各市町村のどこにもない、独特な市民憲章ですね。それは、「開拓」という言葉が入っております。これは神奈川県どの市町村にもない言葉で、これが一つの相模原市のこの——私は昭和15年生まれですから、15年以前のことはわかりませんが、この50年とか60年とか70年とかの相模原町から相模原市へ来た、一つの歴史を凝縮したような形での市民憲章ができていないかなと思います。

したがって、最終的にこの名称を議論していただく前に、できますれば、相模原市の事務局といいますか、合併事務局の方から、少し、相模原市がどういうふうな歴史をもって、その名前のもとに今日を迎えてきたのか、そういうことをお互いが共通認識を持って、やはりこの名称を取り替えるということは、響きだとか、この頃はフィーリングなんていう言葉を使いますが、そういうことではなくて、今後、振り返ったときに、50年たったときに、あの時に、何故それ以前の「相模原市」の名称をやめて、こういう名称にしてきたのかという、やはり歴史的な根拠というものをきちんと残していくということが、この委員会としても歴史に対する非常に大きな責任ではないかなと思います。

したがって、できれば、僭越ですけれども、相模原市の方からそういった歴史的な背景を資料として各町に配付していただいて、そういったものを十分に皆が勉強した後に、もう一度、最終的な方向へ向かって議論をされたらいかかなと、こんなふうに提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○小川会長 いかがでございましょうか。

事務局としてはどうですか。そういった資料の提出は可能ですか。

事務局次長。

○内田事務局次長 対応させていただきます。

○小川会長 よろしく。

他にございますでしょうか。

ただいま出ておりますご意見は、継続協議ということが大半かと思えます。

ただいま、協議第4号 新市の名称につきましてご意見をいただきましたが、既に3回目の継続協議となっておりますことから、できれば本日決定したいところではございますが、本日のところは、もう一度、継続協議とさせていただきます、委員の皆様には、新市の名称のあり方について、いま一度持ち帰り、ご検討いただき、次回の協議会では結論を出させていただくということをお願いをしたいと思います。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ありがとうございます。

それでは、協議第4号 新市の名称につきましては、引き続き継続協議とさせていただきます。

次に、「協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて

○内田事務局次長 それでは、ご説明させていただきます。

こちらのA4判の資料の3ページをお開きいただきたいと思えます。

「協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて」でございます。

なお、行政連絡機構とは、具体的には、地域住民に最も身近な組織として自主的に運営をされてきた自治会等のことでございます。

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すものとする。

ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、合併時に相模原市の制度に統一するものとする。

2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直すものとする事といたしております。

行政連絡機構に係わる関連事業の調整方針を、「調整方針一覧」として番号1から7まで表にまとめております。

この協議第12号から、1,290項目の事務事業の協議及び報告に本格的に入っております。

これらの事務事業の調整につきましては、本協議会に設けられました21の専門部会におきまして、1市3町の事務レベルで検討した結果、合意を得、さらに、助役クラスで構成する幹事会での協議を踏まえて、会長、副会長に協議をしていただき、会長から提出させていただいているものでございます。

なお、1市3町の事務事業を調整するに当たりましては、5月30日の第2回合併協議会でご決定いただきました、「協議第6号 事務事業一元化の基本方針」に基づきまして行われているものでございます。

ここで、具体の事業のご説明に入ります前に、今申し上げました事務事業一元化の基本方針について、再度ご説明をさせていただきます。

この基本方針では、新市における一体性の確保や住民福祉の向上など、6つの基本原則を定め、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとし、地域特性を有するものですとか、合併後、直ちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図るものとする、そういう調整方針を皆様方に定めていただいたところでございます。

調整方針の区分につきましては、大きく3つに分かれておりまして、現行のまま新市へ引き継ぐ、あるいは統合する、あるいは廃止の方向で調整というものでございます。

このうち、統合の場合でも、合併時に統合するものや、速やかに統合する、段階的に統合するという3つの場合があり、さらに、段階的に統合する場合には、3年間ないし5年間の経過措置を行うこととしております。

また、廃止の場合も、合併時に廃止を行うほか、3年から5年間で段階的に行うこともできるようになっております。

次に、ランク分けですけれども、1,290の事務事業を3つのランクに分けまして、ランクAは、合併協議会で協議すべきもの。ランクBは、専門部会及び幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの。ランクCは、専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの。

のとなっております。

特に、ランクAにつきましては、合併の方式など基本4項目を始め、住民生活に係わり合いの深い給付と負担に直結するものや、1市3町の地域の実情、特性などから協議が必要なものでございます。

なお、これらのランク分けにつきましては、固定的なものではありません。

ちょっと前置きが長くなってしまいましたけれども、それでは、協議第12号に戻りまして、ご説明を続けさせていただきます。

これらの事務事業につきましては、この別冊1、A3横長でございますけれども、事務事業一元化調書の1ページから8ページにおきまして詳細を記載しております。

では、別冊1の1ページをお開きいただきたいと思います。

左から2列目、上から4段目ですが、事務事業名、太字で「行政連絡機構の取扱い」というふうでございます。事務事業の内容につきまして、左側から、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の順に記載をしております。

右から2列目の課題の欄でございますように、1市3町におきましては、組織、行政連絡業務、行政委員制度、手数料や報酬等に相違がございます。また、3町におきましては、広報紙配布手数料が実質的に自治会運営の財源となっているものもございまして、こうしたことから、調整方針は、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとするものとしたしますが、広報紙の配布につきましては、合併時に相模原市の制度に統一することといたしました。

次に、一元化調書、2ページをお開きいただきたいと思います。

地域振興嘱託員経費でございます。この地域振興嘱託員経費につきましては、相模原市独自の制度でございますので、現行のまま新市に引き継ぐものとしたしますが、津久井3町への配置につきましては、合併後に、配置基準の見直しとともに検討を行うことといたします。

次に、3ページの自治会活動助成事業から8ページの防犯灯の設置・指導までにつきましては、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとしたすものでございます。

個々の事務事業の主な課題といたしましては、3ページの自治会活動助成事業につきましては、各市町においての実施状況や助成制度の内容に大きな相違がございます。

それから、5ページの自治会集会所建設等助成事業、それから6ページの自治会集会所賃借料助成事業、いずれも助成事業でございますが、これらにつきましては、集会所の新築、増改築、用地取得、融資制度等におきまして、大きく実施内容が異なるとともに、自治会集

会所の所有形態においても、自治会所有と町所有の相違がありまして、施設管理の形態や運営費助成内容等にも相違がございます。

次に、7ページの防犯灯の維持管理、それから8ページの防犯灯の設置・指導についてでございますが、この防犯灯につきましての助成制度でございますが、相模原市は、自治会の設置で行っておりますけれども、3町におきましては、町が設置を行っております、電気料の公費負担の状況にも相違がございます。

こうした状況から、これらの課題について住民の皆様のご理解をいただきながら、合併後3年を目途に見直しを図っていくこととしたものでございます。

それでは、こちらのA4判の資料に、恐縮ですが、お戻りいただきまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

A4判の資料の5ページでございます。

ここから9ページまでは、行政連絡機構の現況比較を、今のA3判の一元化調書から一覧表にまとめたものでございまして、5ページには機構図の比較がございます。

表の一番右側にありますように、例えば、相模湖町では、連合会が組織されていないなど、各市町によりまして、自治会の機構も異なっております。

それから、1枚おめくりいただきまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

広報紙、回覧文書配布等の行政連絡事務でございますが、1の市広報紙、町広報紙でございますけれども、いずれも月2回配布しておりますけれども、相模原市は、2回ともすべて新聞折り込みということになっておりまして、津久井3町は、1回は新聞折り込み、1回は自治会配布というふうになっております。

それから、次の資料7ページ、8ページ、9ページにつきましては、住民自治組織に対する運営や活動、集会所建設や防犯灯に係わる支援の比較を表にまとめさせていただいております。ご覧いただければと思います。

また、10ページには、先進事例を掲載いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上、行政連絡機構の取扱いについて説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

○小川会長 ただいま事務局から、「協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

では、大神田委員さん。

○大神田委員 相模湖町の大神田でございます。

ただいまの事務局の説明で、地域コミュニティ組織等の形、また行政と住民の連携と役割、重要性の考慮、こういう形の説明の中で、項目的には理解する部分がありましたけれども、この中で、現行の組織及び自治会等への助成制度だとか、相模原市と3町ではかなりの異なりがあると思います。合併後の3年をめどに見直しとありますが、まず、例で申しますと、市の担当部課を交えた中で、地域審議会等で見直しの検討をされるのか、または、先進事例では、関係機関と協議又は自治会等の組織と調整を図りながら検討し、徐々に見直しをされるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

〔「関連です」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 関連ですか。では、どうぞ。

○西川委員 津久井町の西川です。

相模湖の大神田さんと同じような質問になりますけれども、まず、私は、議案第1号についてのことについては、原案どおり賛成という立場になっておりますけれども、2点ばかり質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、広報及び議会だよりについては、相模原さんですと新聞折り込みで全戸配布又は郵送配布というふうになっておりますけれども、新聞の折り込みと郵送との区別をまずお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの事務局からの説明がございましたけれども、津久井町においては、広報の配布について、1部十数円というふうな広報の配布料をいただいている自治会、また全員の自治会が受け取っているわけでございますけれども、その辺については、自治会はその4月の段階で予算組みをしている状況がありますので、いかがなものかなということと、2点目の質問になりますけれども、これは大神田さんと全く同じご意見でございます。「3年を目途」というふうな文章がありますけれども、町、あるいは自治会によっては、3年で目鼻がつけば一番いいのかなと私は思っていますけれども、3年にこだわらず、許容年数というものがまずあるのかどうか。3年、あるいは、3年を4年にするとか、あるいは、3年を5年にするとかということ、許容年数をいただけるのかどうか、あるいは、3年にこだわるのかどうかというふうなことで、2点を質問させていただきます。

○小川会長 関連ですか。どうぞ、宮下委員。

○宮下委員 津久井町の宮下ですが、今、西川委員の方から発言がありましたが、さらに補充しますと、広報の配達というのは、単なる手段ではなくて、やはり住民自治意識の向上に関係が深くあると思うんですね。自治会の会員、近年、組織率が非常に低下しておりますし、相模原を見ると63%、津久井の方では85.7%ですが、85.7%でも今の自治会の組織には問題が本町にはあります。したがって、これは単なる配達の手段を変えればいいという問題ではなくて、やはり住民の自治意識の向上ですね、そういった点からも議論すべき問題であると、そう思いますので、これを1点、補足いたしたいと思います。

○小川会長 関連ですか。では、小林副会長、どうぞ。

○小林副会長 では、すみません。この番号1のところですけども、実は、津久井町さんとか、そういう発言が、相模湖さんもありましたように、津久井特有の、3町特有の事業で、相模原市の皆さんには、なかなか経過がご理解いただけないかもしれませんが、城山でもかつて、これは行政で全部配布をしようという関係が提案された経過があるんです。自治会の皆さんにですね、役員の皆さんに。ところが、先程お話がありましたように、自治会の配布、予算の中で配布を有償でやるわけですから、町からお金を出すわけですから、それが自治会の活動費に入っていると。そういう実態を踏まえると、なかなか人ごとではいかない。

先ほど自治意識の高揚と言われましたけれども、本来、行政の自治会が下請機関でなければ、本来、自治会が行政の機関紙を配布されること自体が自治意識と矛盾するものなんですね。ですけども、そのことを知った上で、なおかつ自治会活動の予算的な拡充ということで、城山では、そういう2回配布。形態は、新聞折り込みと自治会の役員の皆さんが配布されると。こういうところが、多分、津久井3町さんは同じだと思うんですね、そういう経過も実情もですね。

ですから、この番号1のただし書きについては、できたら削除していただいて、できるだけ3年を目途に見直すものとするただし書きがありますと、もう即、これは、1回については、有償が全部新聞折り込みということになりますと、自治会に——少なくとも、期待されている自治会の役員の皆さんの事情が必ずしも反映できないというのがありますので、再度ご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○小川会長 他にございませんでしょうか、ご意見は。

事務局どうです。何か・・・。

はい、宮崎企画部会長。

○宮崎企画部会長 相模原市の企画部会長です。

広報の関係と自治会の関係、両方ありますから、まず広報の関係で私の方が答えさせていただきます。

新聞折り込みと郵送の違いということですが、相模原市の場合、広報を配布するのに、迅速性、公平性、これを大事にしようという考えで、新聞折り込みを原則としております。それで1日と15日。郵送につきましては、新聞を取っていないご家庭もあるようですから、希望者には郵送するという手段を採っておりまして、なるべく市民の皆様に行き届くようにという考え方でおります。

それから、配布の手段の問題ですけれども、事務レベルでいろいろ協議してきた中では、配布の手段は新聞折り込みするのが一番合理的かなということで、このような表現になっております。

以上でございます。

それで、あと、合併後、新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すということですが、これは、調整方針の原則がありまして、3年を目途に見直すとか、合併後、直に見直すとか、そういう原則の1つとして3年を目途にというやり方で行っていますから、これは、年数をずらしますと、どこへいってもずれてしまうわけですから、3年を目途に見直させていただきたいというふうに考えております。

○小川会長 はい、どうぞ。

○内藤市民部会長 ただいまの関連で、まず行政機構の取扱いが1番目の協議事項でございます。この行政機構については、自治会の組織という視点の中において、相模湖町さんでは、連合組織も持たれていないということで、そういった機構について、3年を目途に見直させていただく。まずそこが前段の整理でございます。それで、後段のただし書きについては、その中におきまして、広報紙の配布という、こういう作業、この事務については、相模原市の制度に合併時に移行させていただくと、こういう考え方でございまして、前段の考え方は、自治連合組織を全体として新市としてどうしていくかという考え方について、これはさまざまなお意見もあるでしょうから、3年間の猶予をもって取り組んでいくと、こういう考え方でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、広報紙の配布手数料の関係で、相模湖町さんは1部50円というすごく高額な単価になっているわけでございますけれども、実際には、この部分がすべて広報紙の配布手

数料というよりは、他の支援費制度がございませんので、これが実質的な自治会の活動の振興に対する支援費になっているのではないかというふうな考え方がございます。

ですから、整理の仕方として、広報そのものの配布の手法については、相模原市の方式に合併時に合わせていただくということですが、その他の関係につきましては、3番の自治会活動助成事業という、こういう項目との関連も出てきますし、ひいては、この部会以外にも、その他の今後協議をさせていただき、ごみの分別に係わるところの奨励金とか、そういった様々な自治会に対する支援費制度について、総合的な見解で調整をしていく必要があるということでございますので、一定の期間をもって調整させていただくと、こういう方向にさせたものです。ご理解を賜りたいと思います。

○小川会長 いかがでございましょう。他にございませんでしょうか。

事務局、あるいは原案の説明、了解ですかということ。

では、小林副会長さん、どうぞ。

○小林副会長 くどいようですけれども、再度、今の説明に対して、番号1のただし書きについては、これは、当面、3年間は現行のままさせていただくのが一番いいのかなという感じがするんですね。もちろん、2、3、4、5、いろいろ補助金の関係でその分が調整されるとは思いますが、見直しの中ですね。ですけれども、まだそれが3年間は見直されないわけですから、その間は、現行どおりしていただくのが自治会の皆さん方の気持ちではないかなという感じがしますので、再度、その辺、可能性が全くないものかどうか。これは各町のある程度の意向を尊重していただければ有り難いと思うんですが、いかがでしょうか。

○小川会長 説明してください。

○宮崎企画部会長 ただし書きの問題でございます。これには、一つ問題がありまして、相模原市の場合、1日と15日に出しますと、広報はほとんど、結構、お知らせとか募集とか、そういうものが多いわけです。そうすると、即日から募集とか、そういうものが、自治会経由だったりすると、即時性がすごく問題になるのではないかと思うんです。津久井の方だけ配布するのが遅れると、申し込みに間に合わなかったとか、そういう不利が生じかねません。そういうことも含めて、相模原市では、新聞折り込み。新聞折り込みが届かない人は、郵送でその日に着くようにというふうな形で行っております。

○小川会長 はい、市民部会長、どうぞ。

○内藤市民部会長 先ほどの相模湖町の各委員さんからのご意見でございますけれども、ちょっと補足ですけれども、合併時において、今まで財源としていたものが、自治会活動の収入

減になってしまうのではないかと、広報をそういった形で配布方法を切りかえることによって。その辺の懸念だろうというふうに思いますけれども、基本的には現行制度を、財源のところも一応そこをベースにした考え方で合併時には移行してまいろうという、こういうことを基本にしておりますので、その辺はご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、城山町町長さんのお話ですけれども、基本的に、これは、自治会の振興とか、そういったものは、地域の特性があってこれまで培われたものもありますし、それから、一方では、一つと同じ市民となって、サービスの享受のあり方が差がついてよろしいものかどうかという、こういった懸念もございまして、時間的な調整としては、時間を十分にかけてという考え方もあるかもしれませんが、それぞれの住民サイドからしますと、できるだけ早く同じようなサービスをとるという考え方もあるでしょうから、ひとつ3年を目安にそういう調整をさせていただきたいということにさせていただいたものです。

○小川会長 いかがでしょうか。

では、小林副会長さん、どうぞ。

○小林副会長 今ご説明では、3年をめどに云々という話がありますけれども、3年を目途に、機構とか、そういったものは、これは見直されると思うんですけれども、少なくとも、この配布体制ですね、連絡業務。これについては、このままでも、できれば、していただくことが一番いいのかなと。3年間は、最低でもですね。

そして、なぜなら、これは、即日配布、即日募集というのを相模原市さんはされているやにお聞きしましたけれども、これは広報の募集の締め切りの仕方で、城山の場合は15日が締め切りだと思いますが、そういう中で8月1日発行とか、そういうやり方も可能だと思いますし、即日募集というのは城山の中では、そんなにまではない。少なくとも、自治会にお願いすれば、大体8月の、例えば、8月号でしたら、1日から1週間ぐらいには配布されていると、そういう大体の実績はあると思います、自治会によって違うと思いますけれども。

そうすれば、その分、余裕をもってやれば、そんなに問題にならないと思いますので、実際、即日云々というのは、余り議論にならないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○小川会長 いかがですか。

企画部会長。

○宮崎企画部会長 私どもも、議会でもいろいろ話題になるんですが、新聞折り込みが最高の方法だとは思っておりません。ただ、今まで到達した段階では、新聞折り込みが一番、即時性だとか公平性が強いだろうなということでもあります。ただ、今のようにご意見が強く出ま

したので、許していただければ、会長さん、もう1回持ち帰って、事務段階でもう少し詰めてからもう一度上げさせていただくという方法はとれないのでしょうか。

○小川会長 ただいま、一旦持ち帰って、事務段階で打ち合わせを再度するという事なんですが、このことについて、いかがでございましょう。特にございませんですか。

では、先生、ひとつ。申し訳ありません、吉田先生。吉田アドバイザー。

○吉田アドバイザー 一言だけ申し上げてみたいと思うんですが、これからのまちづくりのあり方とか、新しい自治体の形成というような方向を考えてみますと、現在、地方分権改革というものが進んでいます、この中の特徴の1つが、国、都道府県、市町村は対等だよという、そういう形に切りかえますという内容になっているわけですね。同様のことは、行政と市民の関係でも同じことでして、これからは、行政と市民というのは対等な関係のもとで、できるだけそれぞれ魅力的な都市、地域をつくっていきましょうという、そういう考え方のもとでいろいろな改革が行われているわけですね。

そういうことを考えますと、可能な限り自治会等の自主組織に対する下請業務はなくしていくという。それによって、市民が行政と対等にまちづくりのあり方を考え、進めていくという、そういう方向性が望ましい方向性ではないのかなという感じが、今の議論を伺って、して、して、して、そういう面では、広報紙の配布というのは、これは、やはり行政の下請をひとつ自治体として行うという位置付けになってくると思いますし、そういう面では、相模原市が現在新聞折り込みをしているという仕組みは、そういう面、従来の行政と市民の関係、国と自治体と同じように、どうも上下関係で捉えられがちだったものを、少しそういう仕事を組み替えることによって、市民の方々が自主的にまちづくりの活動を自治会を中心にして行うような方向に切り替えるという、恐らくそういう意図のもとで新聞折り込みというような形にされてきているのではないかなと思うんですね。

そういう面では、今色々ご意見がありました、これからこの1市3町の方々が、それぞれの地域の個性を踏まえながら、自分たちで考え、まちづくりをやっていこうと。しかも、行政と対等な立場で考え、相互に協力し合っていこうという場合は、やはりこの協議書に書いてありますような相模原市の制度に広報紙の配布は統一するという事は、非常にそういう面での方向性を踏まえた考え方ではないのかなという感じがいたします。

一言だけ申し上げたいと思います。

○小川会長 他にご意見ございませんでしょうか。

特にございませんようですので、先ほど事務局の方から、一旦持ち帰って、事務レベルで

再度協議をすると。そして再び提案をすると、こういうことではいかがでしょうか。このようなことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ご異議ないようでございますので、そのように決しました。

そのほかについては、第12号につきましては、いかがでございましょう。

特にないようでございますので、「協議第12号 行政連絡機構の取扱い」につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議ないとの声がございます。異議なしと認めます。

よって、「協議第12号 行政連絡機構の取扱い」につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第13号 慣行の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第13号 慣行の取扱いについて

○内田事務局次長 資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

「協議第13号 慣行の取扱いについて」でございますが、先ほど、新市の名称が継続協議となっております。慣行の取扱いにつきましては、新市の名称と関連する部分がございますので、説明に留めさせていただきたいと存じます。

1 市章は、相模原市のものに統合するものとする。

2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討するものとする。

3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討するものとするものといたしております。

それでは、12ページをお開きいただきたいと思います。

参考で、現在の慣行の現況比較が載っております。

市章、町章につきましては、ご覧のとおりでございます。

市町の花、木、鳥につきましては、それぞれ定められております。

なお、色につきましては、相模原市と相模湖町では定められておりますが、城山町と津久井町では定められておりません。

次に、13ページでございますが、市民憲章、町民憲章が記載のとおり定められております。

また、上記以外の憲章、宣言といたしまして、記載のような宣言がそれぞれなされているところがございます。

14ページをお開きください。

市の歌、町の歌でございますが、相模原市と城山町では定められておりますが、津久井町と相模湖町では定められていないという状況になっております。

戻りますけれども、花、木及び鳥におきましては、それぞれの地域におきまして、その風土に合ったものが選ばれた経過もございますので、そういった経過も尊重しながら、複数のものを制定するという含めて検討するという趣旨でございます。

また、市民憲章や各種の宣言、歌におきましては、現在の相模原市のものには、相模原地域だけをイメージさせる表現を使っているもの、また、制定から相当の年月が経ち、時代にそぐわない表現となっているものなどもございます。こうしたことから、新市において新たな制定や修正等を検討するという趣旨でございます。

以上、慣行の取扱いについて説明させていただきました。

○小川会長 ただいま、協議第13号の慣行の取扱いについての説明がございましたが、先ほど、協議第4号で提案いたしました新市の名称についてと関連部分がございます。したがって、新市の名称についてが継続協議となっておりますことから、協議第13号につきましても継続協議とすることが適当かなと議長は思慮するわけでございますが、皆さんのご意見をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 それでは、継続協議とさせていただきますが、特に、この際、この13号に關しましてご発言がございましたら、お願いをいたします。

ございませんようですので、協議第13号 慣行の取扱いにつきましては、継続協議といたします。

次に、「協議第14号 公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第14号 公共的団体等の取扱いについて

○内田事務局次長 それでは、資料の16ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第14号 公共的団体等の取扱いについて、ご説明をさせていただきます。

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。

2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとすることといたしております。それでは、17ページをお開きいただきたいと存じます。

17ページに、公共的団体等の統合の必要性についての説明を記載しております。

合併特例法では、合併後の新市町村に旧市町村時代の各種の公共的団体等が存続することは、新市町村の一体性の確立という面から好ましくないという観点から、市町村合併に際しましては、その区域内の公共的団体等は統合整備を図るように努めなければならないとしております。

なお、公共的団体等とは、農協、森林組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体や社会福祉協議会、教育団体、文化団体、スポーツ団体等、公共的活動を営むすべての団体を含むものでございます。

ページをおめくりいただきまして、18ページから25ページまで、1市3町の主な公共的団体等の現況を示させていただいております。

これらの中には、法律の定めによりまして、1つの地方公共団体に1つの団体が義務付けられたものもございまして、地域の特性により、限られた地域に設置されている団体もございまして、こうした個々の団体の特性によりまして、合併時に統合するのか、あるいは将来の統合に向けて検討を進めるのか、現行のままとするのか、いずれかの調整方針に従って調整に努めるものでございます。

以上、公共的団体等の取扱いについての説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

○小川会長 ただいま事務局から、協議第14号 公共的団体等の取扱いについて説明がありました。

ここで、協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○柳川委員 城山の柳川です。

○小川会長 柳川委員さん、どうぞ。

○柳川委員 この公共団体の統合ということにつきまして、315の団体がここに控えておるわけですが、非常にそれぞれの団体が異なった組織づくりをしながら活動しておるわけですが、例を挙げますと、私どもの団体といたしましても、商工会でございますが、商工会と商工会議所法という法律のもとで公益法人として活動しておるわけですが、その辺のところなかなか調整がしにくいという面も多々あるわけですが、原則として、合併を前提として統合するよというふうなことが前提としてあるわけですが、この辺のところの法の改正も含めて、これが合併時に統合できるかどうかというのは非常に難しい問題が数あると思いますので、その辺のところの時期について、どの位の余裕が持てるのか。それと、私どもは、今までの商工会として地域の産業の活性化に努めていきたいという信念がございますが、その辺のところも含めて、1つの団体として捉えるのはどうかと思いますが、こういう例もあるということをお知らせしておきたいと思っております。

以上でございます。

○小川会長 どうぞ、石川委員さん。

○石川委員 ただいまのご意見に対する関連になるわけですが、今、生涯学習部門の中の文化協会というふうな項目がございます。地域文化の尊重というふうなお話の中でいろいろと考えられてきておるわけですが、各市町、これはやはり文化活動ということについては、それぞれのカラーがあるということ。これはやはり大切にしていかなければいけないだろう。そのときに、統合という観点に立ったときに、このカラーというものがどのような形で従来どおりやっていたらいいかな。また、文化協会の組織機能というものがどのような形になっていくのかなということに対して、ご回答いただきたいというふうに思います。

以上です。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 公共的団体等の取扱いについてでございますけれども、まず、商工会と商工会議所との法律の違いの問題だと思うんですが、やはり法律で決められたものは法律の定めに従ってやるしかない。あと、任意のものについては、すぐ合意ができるものは、直ちに、合併と同時に出発していただいて、少し時間がかかるものは、よく議論していただいた中で統合を進めていただければよろしいのかと思っております。

それから、文化協会というような、文化のいろいろなカラーとか個性をお持ちの団体を統合するのは果たしてどうかというようなご質問だと思いますけれども、おっしゃっておられることは、団体の個性とか、築いてきた歴史とか、いろいろ背景があるわけで、当然のことだと思いますが、また、大きくなることによって、情報が得やすいとか、ノウハウをいろいろ勉強できるとか、そういうメリットもたくさんあると思います。ですから、それは団体ごとにいろいろな要素があると思いますから、どうぞ、団体同士、早く話し合いを始めていただいて、それで、例えば、地域地域で結構独立した形で全体的なネットワークをとるとか、あるいは全体的なネットワークの中で結集するとか、いろいろな、少しずつ団体によって性格が違ってくるかと思えます。

以上でございます。

○小川会長 いかがでございましょう。

はい、どうぞ。

○関戸委員 津久井の関戸と申します。津久井町の商工会長をやっておりますけれども、先ほど柳川会長が代表してお話しいただきましたけれども、まさに、今日は、各315の団体のそれぞれのお話を聞くという場ではないということであると認識しておりますけれども、よろしいんですね。

今ここに、いきなり指名された団体名が、3日前ですか、資料が来て、商工会も名前が入っているなど。各それぞれの団体もそうだと思いますけれども、ただ、知らされていない会は、ここに代表が出ていないところは、当然、この資料の内容を知らないわけですから、うちの会が合併するのかと。その中の資料に載っているのかと、協議の中にのっているのかということすら知らないわけですから、ましてや、会員、構成員が知るところから、それから協議するところまでいって進展していくものということと理解をしておりますけれども、その辺のところを確認しておきたいなというふうな意見です。

○小川会長 いかがですか、事務局。

企画部会長。

○宮崎企画部会長 ご質問のとおりと考えていただいて結構だと思います。1番が相当しっかりと合併時に統合と言っているわけですけれども、2番は相当緩やかな表現ですので、統合の方向に向かって協議をしていただくと。それを出発としていただきますが、それは時間がかかってもしようがないと考えております。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ。

○高橋委員 相模湖の高橋でございますが、先ほどからのお話の中でも言われているかと思いますが、これを統合することによりまして、非常に我が町としては、発展的な希望もあるかなと思うところもありますが、余りにもちょっと格差があり過ぎて、ついていけない部分が出てくるのではないかということをお慮いたしまして、1つは、障害者地域作業所等は相模原にないようなところもあつたりとかいたしまして、この3年間を目途にというお話のようですが、それと、地域自治組織をつくって、地域自治区、合併特例区等の関連というか、その辺の関連性はどういうふうに考えていいかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○小川会長 いかがですか。

はい、事務局次長。

○内田事務局次長 地域自治区や合併特例区等の関連のお話でございますが、私どもといたしましては、公共的団体等の取扱いと地域自治区や合併特例区のお話とは、全く別なことであるというふうに考えております。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ、高橋委員さん。

○高橋委員 そうしましたら、検討する場合に、非常に、先ほどからも一番私達が、3町としてだと思っておりますが、考えるところは、自治区で考えた方が、よりわかりやすく、理解が得られるかなという思いがあるんですけれども、別サイドであるかなとは思っておりますけれども、その辺のところをもう一度、ちょっとわかりやすく説明していただきたいと思いますが。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 すみません。合併特例区とか地域自治区というのは、地域自治区も、一般制度の地方自治法上の組織と、それから合併特例法によるものとあるのでございますが、例えば、合併特例法上の地域自治区ということの概念で、例としてご説明させていただきます

と、新市ができる際に、相模湖町が、例えば、名称はいろいろ考えられるのでございますけれども、相模湖自治区というような形でそういう組織をつくって、地域協議会というのをもちまして、そこに住民の代表の方が集まりましていろいろ地域全体のことについてご議論なさるとというのが、大雑把に申し上げまして、地域自治区でございます。

今の公共的団体の調整等のお話でございますけれども、地域作業所を統合するかどうかというのは団体のお話でございますので、いわゆる今の地方公共団体レベルのお話とは違いますので、そこは、どうか、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ、所谷さん。

○所谷委員 相模湖の所谷でございますが、相模原市の観光協会は、みなし法人なんでしょうか、それとも社団法人、財団法人か何かになっていらっしゃるんでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○小川会長 事務局かな。どっちだ。

○所谷委員 みなし法人ですか。ああ、わかりました。了解しました、はい。

○小川会長 よろしゅうございますか。

○所谷委員 ええ、結構です。

○小川会長 他にございませんか。

いろいろご意見をお伺いいたしました。他にないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第14号 公共的団体等の取扱い」につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第14号 公共的団体等の取扱い」につきましては、原案のとおり決定いたしました。

ここで、協議第15号に入ります前に、お詫びを申し上げながら訂正をさせていただきます。

先ほどの協議第12号の取りまとめの際でございますが、やや不明確なところがあったようでございますので、訂正をさせていただきます。

ページ数でいきますと、12ですかね。ごめんなさい、3ページですね。3ページをお開

きください。算用数字の1と2がございますが、1の後の部分ですね、ただし書き。この部分を再度専門部会で協議をすると、こういうことでございます。

繰り返しますと、協議第12号のうち、番号1のただし書き部分については、再度、専門部会で協議をし、再度、この協議会にお諮りをするのとさせていただきます。

以上でございます。失礼をいたしました。

では、続きまして、「協議第15号 町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第15号 町名・字名の取扱いについて

○内田事務局次長 それでは、資料の28ページをお開きください。

「協議第15号 町名・字名の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

- 1 相模原市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町（字）の区域は、現行のとおりとする。
- 3 城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町（字）の名称は、各町の意向を尊重するものとするものといたしております。

ご説明をさせていただきますと、1番目は、相模原市の区域内の町（字）は、その区域も名称も現行のまま変わらないというものであります。住所について、新市の名称が「相模原市」以外のものにならない限り、一切の変動はないというものでございます。

2は、津久井郡3町の町の区域、字の区域に変動はないという方針を示しているものでございます。例えば、城山町の久保沢一丁目のエリアが広がったり狭まったりすることはないということでございます。

3は、津久井郡3町の町名・字名については各町の意向を尊重するものとしておりまして、これは、新市の名称のもとに、合併後の住所として旧町の名称をつけるかどうかを各町の意向により決めていこうとする方針でございます。具体例を申し上げますと、現在の津久井郡津久井町中野937番地が新市になった場合に、新市の名称の次に「中野937番地」とするのか、「津久井町（ツクイマチ）中野937番地」とするのか、あるいは読み方を変えて、「津久井町（ツクイチョウ）中野937番地」とするのかにつきまして、合併前に津久井町

の意向により決めていこうとするものでございます。

現状の1市3町の個々の町名・字名につきましては、30ページから34ページに記載しております。

30ページ、31ページ、それから32ページまで相模原市でございます。それから、33ページが城山町でございます。34ページに津久井町と相模湖町の町名・字名の一覧を記載してございます。

これら1市3町において、同一又は類似する町名・字名は存在いたしません。このため、町名・字名を変更しなければならない特段の理由がないため、このような方針とさせていただくものでございます。

資料の29ページにお戻りいただきたいと思っております。

資料の29ページ、表がございすが、町と字の数でございますけれども、1市3町を合わせまして、町数が314、字数が47、合計361でございます。

なお、町名とは、米印に書いてございますように、住居表示実施区域における町の名称でございまして、字名とは住居表示未実施区域の字の名称でございます。

なお、また、飛んで恐縮ですけれども、35ページに先進事例を掲載いたしましたので、ご参照願います。

なお、今後、地域自治組織についてご協議いただくことになるかと思っておりますが、先ほども地域自治区、合併特例区のお話が出ましたけれども、合併特例法による地域自治区、あるいは合併特例区を設けた場合には、その名称を町名・字名に冠することとなっております。もし仮に、相模湖町が「相模湖区」という地域自治区を設置することといたしますと、新市の名称の後に「相模湖区」という名称が入りまして、例えば、「津久井郡相模湖町与瀬896」という住所は、新市の名称がありまして、その次に「相模湖区与瀬896」というような呼び方になるわけでございます。

なお、この自治区の名称は、この例で今申し上げましたのは、例えば、「相模湖区」というふうに申し上げましたけれども、「相模湖町」という名称をつけることも可能でございます。その場合、住所は、新市の名称の後に「相模湖町与瀬896」となるものでございます。ご参考にしていただければと思います。

以上が、町名・字名の取扱いについてのご説明でございます。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

○小川会長 ただいま事務局から、「協議第15号 町名・字名の取扱いについて」説明があ

りました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しまして、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。中里委員さん。

○中里委員 城山の中里です。

2番目の城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町の区域というふうなことがございませけれども、区域というのは、今現在、何丁目とか、例えば、先ほど説明がありました久保沢一丁目とか、その区域にとどまっているかなと思いますけれども、城山町におきましては川尻という地番がございまして、南北に飛び地というふうな形で、非常に他の方といいますか、わかりづらい、そういう土地の番地があります。それらにつきまして、現行どおりとするというふうに限定をしないで、ある程度弾力性のある中で、まちづくりの中で一つの区域としてそういう地域の見方ができないかなというふうな考えでありますけれども、いかがでしょうか。

○小川会長 市民部会長。

○内藤市民部会長 ただいま城山町の川尻地区のお話がございましたわけですがけれども、従来、1つの字区域であった訳ですがけれども、途中で、住居表示等の実施で、久保沢とかいろいろな町名が住居表示されまして、残された川尻の字が、そういうものが中間に入って、北と南というんですか、東と西というんですか、そういう形で分割されている、こういう状況だというふうにお聞きしております。

合併による町名・字名の取扱いにつきましては、現状の町又は字区域をそのまま引き継いでいくという今考え方に立っている訳でございませけれども、町民の方が、現状、極めて不都合だと。不便を感じていて、合併時に合わせて直ちに現状の字区域を変更したいと、こんなお気持ちに立つということであれば、地方自治法の260条で定めるところにより、町の議会の議決、そして県への届け出、告示という形が必要になるというふうに思っているわけですがけれども、この場合においても、現在、協議させていただいている、こういう方向性ですね。協議の内容について特に支障がないものとは考えている訳ですがけれども、城山さん以外にも、各町さんにおかれて様々なお考えがあるとすれば、現行のとおりという、こういう前に、「原則として」と、こういう形を盛り込むという形で修正させていただくことも可能だとは思いますが、それは各町さんのご意向にもよるところだと思います。

なお、字区域の変更につきましては、新市になってから見直しをするということも可能で

すし、その先の市街地の形成化、こういう状況を見守りながら、住居表示という手法でその町区域を、あるいは町の名称を改めて変えていくという方法も可能だというふうに思っています。

ちなみに、相模原市の中におきましてもそういう地域がございまして、住居表示によって従来の字区域が分割されているという区域も現実にはございます。また、字の中に飛び地という形で他の字区域に同じものがあるという、こういう実例もございますけれども、相模原市においては、現行のまま、その町の区域、それから字名等を使っていくという、こういう考え方に立っているところでございます。その辺について、よろしくご協議をお願いしたいと思います。

○小川会長 いかがでございますか。

中里委員さん。

○中里委員 それでは、ただいまお答えをいただいたんですけども、ぜひ、私自身といたしましても、「原則として」というふうな言葉で、弾力性がある、そういう条文にしていいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小川会長 ただいまの提案は、28ページの、ここの1、2、3がありますが、どこかに「原則として」という言葉をというお話なんですけど、事務局、どうでしょうか。どこへどのように表現するのが適当だと思いますか。

事務局次長。

○内田事務局次長 それでは、協議会としてのご決定ということであれば、「現行のとおりとする」という、「現行」の前に「原則として」という言葉を入れさせていただきたいと思いますが。

○小川会長 この1及び2、両方とも「現行」・・・

○内田事務局次長 2です。

○小川会長 2だけですか。

○内田事務局次長 ええ、2でございます。

○小川会長 2の・・・では、読みますと、「2 城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町（字）の区域は、原則として現行のとおりとする」と、こういうことね。

○内田事務局次長 はい。

○小川会長 ということでございます。

他にご意見ございませんか。

ないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第15号 町名・字名の取扱い」につきましては、ただいまの「原則として」という文字を挿入するという意味で、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしとの声がありましたので、「協議第15号 町名・字名の取扱い」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

次に、続きまして、「協議第16号 土地利用の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第16号 土地利用の取扱いについて

○内田事務局次長 それでは、資料の37ページをお開きいただきたいと思います。

「協議第16号 土地利用の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

土地利用の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成16年8月4日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討するものとする事といたしております。

次に、調整方針一覧の番号1、都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進についてでございますが、市町村の都市計画に関する基本的な方針である市町村マスタープランにつきましては、上位計画である新総合計画の策定期限に合わせて、合併後3年以内に策定することといたしております。

次に、番号2、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進、並びに番号3、区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更についてでございますが、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分等、いずれも神奈川県において決定する都市計画の範囲に関する事項が主なもので、現行のまま新市に引き継ぎ、検討することといたしております。

なお、1枚おめくりいただきまして、38ページをご覧いただきたいと思います。参考として、土地利用の取扱いの考え方についてを記載させていただいております。

これは、都市計画区域の指定に係る基本的な考え方を示したもので、市町村が合併した場

合の都市計画区域の指定につきましては、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましいとしております。

しかしながら、1つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられるといたしております。

次のページ、39ページでございますが、都市計画の現況比較となっております。

都市計画区域につきましては、一番上の段でございますが、相模原市、城山町、相模湖町の全域。それから、津久井町については一部が指定されております。

また、2段目の区域区分につきましては、相模原市、城山町において定められており、津久井町、相模湖町は定められておりません。

それから、用途地域並びに市町村マスタープランにつきましては、いずれの市町においても定められているという状況となっております。

なお、1枚おめくりいただきまして、40ページに先進事例を、それから41ページと42ページに関係法令を記載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

以上が、土地利用の取扱いについてのご説明でございます。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

○小川会長 ただいま事務局から、「協議第16号 土地利用の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しまして、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

大神田委員さん。

○大神田委員 相模湖の大神田です。

都市計画区域について、素朴な質問ですけれども、お伺いしたいと思います。

都市計画区域に指定されている線引き内と、市街化調整区域、線引きされていない区域がございます。その中で、合併後の新市において、この取扱いの考えという中での文章を分析しますと、住民の意向を踏まえた中で検討とあるが、住民の意向と申しますと、審議するに当たり、都市計画審議委員会等で審議されるのか、または、都市計画の基本構想を定めて、議会の議決を経て進めるのか。

いま1点は、議会の議決を経て定められた基本構想並びに都市計画区域の整備、開発につ

いては、相模原市の基本的な方針、これは、市のマスタープラン又は各町での市町村マスタープラン等を調整し、検討されて、徐々に市の計画策定に進められるのか。

また、区域区分、この項目に入りますと、市街化区域と市街化調整区域を定めている相模原市、城山町と、区域区分を定めていない津久井、相模湖については、今後、市に沿って進められるのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

その中で、相模湖町の市町村マスタープランは、財政上、地域性の関係で他の市町村と異なる形がございますので、その点をお聞きしたいと思います。

○小川会長 どうぞ、都市部会長。

○内田都市部会長 ちょっと順番は変わると思うんですけども、1つは、市町村の都市計画に関する基本的な方針である市町村マスタープランにつきましては、上位計画である市町村総合計画の策定の時期と合わせて、合併後3年以内に作成するというところでございますから、これにつきましては、既に町の方で市町村マスタープランが策定しているわけですが、新市において、新たな総合計画に基づいて、同時に並行してマスタープランを作りたいと、そのように考えております。

それと、線引きの関係につきましては、基本的には、37ページにおいて、「土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討する」と、このように謳わさせていただいているところでございますが、第6回の線引きの見直しが、平成18年3月に神奈川県知事から基本的な方針が出されまして、平成20年3月に第6回の線引きの告示があります。これにつきましては、当然これには間に合わないわけございまして、線引きそのものは概ね5年毎に進めているわけですが、現在、神奈川県で進めている線引き制度そのものが、2009年に人口がピークにいくと、その後、人口が下がってくると、こういうふうな話も聞いております。そういう中で、今までは人口フレーム制度という形でやっていたわけですが、多分、こういう内容につきましては、神奈川県も見直しをしていくものと考えております。今後につきましては、きちんと神奈川県とこういうことについて協議をしながら、細かい内容については決めていきたいと、そのように思っています。

それと、都市計画審議会の内容でございますけれども、基本的には、原案を作成するに当たっては、市民、あるいは町民の皆様の十分な意見を聞きながら進めていくということで、この原案の作成をした後で、都市計画審議会に付議して意見をいただくと、こういうふうな形になっております。

以上でございます。

○小川会長 いかがですか。他にございませんか。

はい、どうぞ、柴田委員さん。

○柴田委員 相模原の柴田でございます。

ちょっと質問になってしまうんですが、市町村のマスタープランを3年以内に策定するというふうになっておりますが、現在、合併協議会の中にも参加してもらっております、まちづくりの将来ビジョン検討委員会の方でも近いようなものを、ある程度、構想図みたいなものを描かれていると思うんですが、このマスタープランの方にある程度のものが反映されてくるのかどうかとか、そこら辺のことをちょっとお伺いしたいんですが。

○小川会長 事務局、いかがですか。

事務局長。

○田所事務局長 現在、まちづくりの将来ビジョンにつきましては、公募の委員の皆様30名と、学識経験者の方、お二人にお願いをいたしまして、後ほど、この中間報告ということで報告があるというふうに考えています。

その中で、今現在策定中の、いわゆるまちづくりの将来ビジョンと市の将来構想、こういったものとの関係というふうに考えるわけですが、先ほど土地利用の中でも説明がございました。これらの関係、いろいろと関係する部分が出てまいります。特に大きな影響が出てくると思われますのは、新しい市になったときの総合計画自体のあり方がいろいろ問われてくるだろうというふうに考えておまして、そういった場合には、そういったまちづくりのビジョンでいろいろ議論された内容というのは、参考という形になるのか、あるいはどういう形になるかは別ですが、当然関係がしてくるというふうには考えております。これは、総合計画の、今度は作り方の問題。要するに、住民参加をどういう形で取り入れて作るかであるとか。相模原市の場合には、過去に作られた総合計画の中では、市民の皆さんに直接ご参加をいただいて作ったという、そういった経緯もございます。ですから、今後、新しい市になった時に、その総合計画をどういう形で作っていくのかというような部分にも多分に影響が出てくるというふうには考えています。

現在進めていますまちづくりの将来ビジョンにつきましては、基本的に、これから合併協議が進みまして、仮に法定協議会ということになりますと、その段階で、新市建設計画という法律に基づく計画を作るようになるわけでございますが、その際には、そのまちづくりのビジョンを基本として新市建設計画はつくっていくということになるものと考えています。

したがって、その後、手続が進んで、仮に合併ということになりますと、当面、その新市建設計画というものを参考にしながら、当面のまちづくりを進めていくということになると思われますし、また、新しい市になれば、そこで、先程申し上げましたように、総合計画を作っていくということになりますので、その段階ではそういったものを当然反映していくということになるのではないかと、というふうには考えてございます。

このあたりは、これからまだ、総合計画を作り直すということになりますと、相当な手続が、様々なものが出てまいりますので、その中でまた、ご議論をいただくようになるのではないかと、というふうには考えてございます。

以上でございます。

○小川会長 いかがですか、よろしいですか。

○柴田委員 将来ビジョン検討委員会の方で進めた内容は、大きく——大きくというか、大きく影響はしてくるよということで、ご理解でよろしいでしょうか。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 当面は、いずれにいたしましても、新市建設計画の方に反映をさせるということになってくるかと思えます。それを基本として、恐らく総合計画、あるいは総合計画をベースにした市町村マスタープラン等ができてくるわけですから、その総合計画を作る際には、恐らく、新市になった段階で、改めてこういった協議をまたさせていただくようになるんだろうというふうに思えます。ですから、その中でそのあたりがいろいろご議論された上で反映されることになれば、当然、反映はされてくるだろうというふうには、考えているものでございます。

○小川会長 他にございませんか。

それでは、高橋委員さん。

○高橋委員 すみません、相模湖の高橋ですが、この問題は、私にとっては、とても難しい問題ではありますが、町民の皆さんが一番心配している都市計画税というものがございすけれども、今現在は非線引き地域になっておりますけれども、新しく総合プランができますと、都内から来て一番近い田舎という意味もありまして、駅に近い商店街の皆さんが非常に税金が上がって、最後に計画ができてきて大変な思いになるということで、非常に心配している点がありますので、その辺も含めて、議論というか、詳しく事情を説明しながら進めていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○小川会長 他にございませんでしょうか。

特にありますか。いいですね。

はい、どうぞ、小野委員さん。

○小野委員 城山の小野です。若干お聞きいたしたいと思います。

税の平等性、公平性、その観点からお尋ねしたいと思います。

先ほど来、線引き、この話がされております。例えば、都市計画税を町民、市民から財源としていただいている自治体があるかと思うんですね。そうでない自治体もある。要するに、税のこのことをどのようにお考えになっていらっしゃるのか、これが1点目でございます。

もう1点は、合併に伴い、またこの線引きに伴って、とにかく、日本の国の中ではよからぬ動きをされる人たちが多々出てくると思うんですね。お名前を言うわけにいきませんので、例えば、A業者とか、A地主さんとか、こういうふうな観点を十分と、要するにお考えになっての提案だと思うんですけれども、この2点について、基本的なことだと思いますので、わかりやすく説明していただければ幸いです。

以上でございます。

○小川会長 これは事務局ですか。

事務局次長。

○内田事務局次長 税の取扱いということで1点目ございましたけれども、税につきましては、また改めてこの協議会で協議をさせていただくことになっておりますので、そのときにご協議いただければと思います。

以上でございます。

○小川会長 よろしいですか。

他にございませんか。

どうぞ。

○小野委員 申しわけございません、小野でございます。

今の説明は、1点目の今のこの段階での回答でございまして、もう1点ご質問をさせていただきます。よろしく取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○小川会長 もう1点。質問の要旨はつかんでいますか、事務局。質問の趣旨はつかんでいますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 では、協議してください。

都市部会長。

○内田都市部会長 線引きの件につきましては、相模原市、城山は、これは既に線引きしているわけでございまして、残る2町が今後十分議論しながら進めていくということでございまして、特に、駆け込みと申しますか、既に相模原市、城山は線引きをやっているわけでございますから、残りの2町につきましては、今後、十分、県の線引きの見直しとか、そういうものを考慮しながら、住民の意向を伺いながらやっていくということでございまして、その後、何年、例えば、10年以内とか、そういうスケジュールでいくと思いますので、その線引きの駆け込みというんでしょうか、そういうものは特に今の段階ではないと思われるわけでございます。

以上でございまして。

○小川会長 小野委員、どうぞ。

○小野委員 どうもありがとうございます。

1点目は、議論は後ほどということで、またそのときに議論をしたいと思っております。

2点目でございますが、もう少し私にわかるようなお答えを期待しておったんですけども、まあ、よろしいでしょう。私、心配しているんですよ。いろいろとやはり事例があるんですね。例えば、A業者さんがいろいろな土地を買いあさってというふうなことも考えられるんですよ。これは例えばの話なので、ここはどういう場であるか、手前は承知しておりますので。ただ、そういうことも皆さんにおかれましては十分念頭に置いて、この合併の協議を進めていくことが私は肝要であるので、あえて申し上げさせてもらいました。

以上で、結構でございます。

○小川会長 ありがとうございます。

他にございませんか。

ございませんようですので、お諮りをいたします。

協議第16号 土地利用の取扱いにつきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしと認めます。

よって、「協議第16号 土地利用の取扱い」につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、「協議第17号 上下水道事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□協議第17号 上下水道事業の取扱いについて

○内田事務局次長 資料の43ページをお開きいただきたいと存じます。

「協議第17号 上下水道事業の取扱いについて」、ご説明をさせていただきます。

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

1 水道事業。

津久井町青根地区の町営簡易水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

2 下水道事業。

(1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、津久井町、相模湖町の単位負担金額については、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。

(2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、津久井町、相模湖町の単位分担金額については、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。

(3) 公共下水道使用料については、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。

なお、新市において、改定時期及び減免規定の見直しを行うものとするものといたしております。

それでは、ちょっと飛びますが、47ページをお開きいただきたいと思います。

47ページに、上下水道事業の取扱い方針の考え方について記載がございます。ご説明させていただきます。

まず、1、水道事業ですが、このことにつきましては神奈川県企業庁水道局により実施されておりますが、津久井町青根地区では町営簡易水道事業を実施しております。この簡易水道事業につきましては、地域の特性を勘案いたしまして、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

次に、2、下水道事業ですが、主要なものが3つございます。

まず、(1) 公共下水道事業受益者負担金ですが、これは、ご覧のページの下の方の囲み

の中に用語の説明がございます。公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものでありまして、対象は、相模原市と城山町は市街化区域、津久井町と相模湖町は都市計画事業認可区域となっております。

津久井郡3町における受益者負担金制度の取扱いにつきましては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。ただし、単位負担金額につきましては、津久井町と相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮いたしまして、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものでございます。なお、それまでの間は、現行の津久井町、相模湖町の単位負担金額を引き続き適用するものといたします。

(2) 公共下水道事業受益者分担金ですが、これも下の囲みの中に用語の説明がございます。

公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものでありまして、対象は、相模原市と城山町は市街化調整区域、津久井町と相模湖町は都市計画事業認可区域外となっております。

津久井郡3町における受益者分担金制度の取扱いにつきましては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。ただし、単位分担金額につきましては、津久井町と相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮いたしまして、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものでございます。なお、それまでの間は、現行の津久井町、相模湖町の単位分担金額を引き続き適用するものといたします。

(3) 公共下水道使用料につきましては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものといたします。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行うものとするものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、48ページに上下水道事業の現況比較を示した表がございます。

1、水道事業の取扱いでは、津久井町に簡易水道事業があることが他の市町と異なる点でございます。

なお、県企業庁の水道使用料について、相模原営業所管内と津久井営業所管内で料金が異なって記載されておりますが、これは、総体的に津久井営業所管内の方が給水戸数当たりの使用料が多いためでございます、利用料金の体系は県内一律となっております。

次に、2、下水道事業の取扱いでございますけれども、負担金や分担金、あるいは下水道使用料の額が市町により異なることがおわかりいただけると思います。

それでは、恐縮ですが、43ページにお戻りいただきまして、43ページの下半分に掲載しております調整方針一覧をご覧くださいと思います。

番号1と2、それから、次のページをおめくりいただきまして、番号3と4につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

以下、46ページの番号38までございますけれども、専門的な内容も多くございますので、幾つかピックアップをいたしましてご説明をさせていただきます。

まず、44ページの真ん中より少し下のところでございますが、番号7、相模川流域下水道維持管理負担金でございます。これは、1市3町とも相模川流域下水道事業に参画しておりまして、相模川流域下水道の施設維持管理費を、流域関連市町、16市町でございますが、その実績汚水量の比率に基づき負担しているもので、調整方針といたしましては、記載のとおり、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

なお、平成16年度の各市町の負担率でございますが、相模原市は33.06%、城山町は1.00%、津久井町は0.45%、相模湖町は0.32%という割合になっております。

次に、番号8でございますが、隣接市町下水道施設利用負担金でございます。これは、行政境界付近に位置する他市町の下水道施設を利用することに対しまして、実績汚水量費により負担するものでございます。1市3町関連では、相模原市から城山町へ負担しております。調整方針といたしまして、合併時に相模原市の制度に統合するものとしております。

現在は、相模原市といたしましては、城山町、町田市、座間市に負担金を支払っておるものでございますが、合併により城山町が同じ市になりますので、新市におけるこの負担金というのは、町田市と座間市との関連となるものでございます。

それから次に、番号9、相模川流域下水道建設負担金でございます。先ほど7番にございました維持管理負担金と同様に、1市3町とも相模川流域下水道事業に参画しておりまして、相模川流域下水道建設事業費のうち市町負担分を、流域関連市町、16市町、先ほどと同様でございますが、計画汚水量の比率により負担しているものでございます。津久井町と相模湖町につきましては県企業庁等と協定書を締結しておりまして、助成金の全額を相模川流域

下水道建設負担金に充当しております。協定書は、藤野町を入れて4者で協定されております。調整方針といたしましては、記載のとおり、現行のまま新市に引き継ぐとしております。ただし、合併後、速やかに新市において協定書を締結する必要があるとしております。

次に、10、下水道基本計画策定事業でございますが、1市3町とも相模川流域下水道事業に位置づけられておまして、相模川流域下水道基本計画、あるいは事業認可の変更が平成17年度に予定されております。それに伴いまして、1市3町の下水道基本計画の見直しと事業認可の変更が必要となります。調整方針といたしましては、新市としての下水道基本計画、都市計画決定、事業認可の延伸等が必要となりますので、記載のとおり、原則として合併後3年以内に新市の下水道基本計画の策定や事業認可の変更手続を行うこととしているものでございます。

次に、番号11、登録等手数料でございますが、宅地内の排水設備工事に係る指定下水道工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録を行うための事務の中で、指定下水道店及び責任技術者に係る申請に伴う手数料徴収でございます。登録手数料などに違いがございますが、調整方針といたしましては、記載のとおり、合併時に相模原市の制度に統合するものとしております。

45ページにまいりまして、14番、上から2段目でございますが、水洗化促進事業でございます。この事業は、衛生的で快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の利用率を向上させることを目的に行うものでございます。この事業の1つに、城山町及び津久井町が実施している水洗化工事費の助成があります。これは、標準工事費の範囲内で4,000円から3万3,000円程度の助成を行うものでございますが、相模原市に制度がないため、津久井町で整備している状況を踏まえ、城山町及び津久井町の制度を一元化して新市に引き継ぎ、その後、当該整備完了後3年間で相模原市の制度に統合するものいたします。

次に、45ページの下から2段目でございますが、少し飛んで恐縮ですが、26番、相模川流域下水道事業助成金でございます。これは、相模湖及び津久井湖の水質保全に寄与する流域下水道事業の建設に要する経費の町負担分を、利水者である県企業庁が水源地域の住民に感謝の意をあらわすため助成することを目的にしたものでございます。現在、津久井町、相模湖町がそれぞれ協定書を締結しておりますので、合併後、新市に引き継ぎ、速やかに協定書を締結する必要があるでございます。

次に、27番、水洗便所改造等利子補給金についてでございますが、これは、処理区域内

に所在する所有者又は占有者で、当該改造工事を行う者が金融機関より融資を受けた場合、その利子分を補給するものでございます。これは相模原市にはない制度で、3町で行われておりますが、相模原市では、水洗化促進事業の一環として預託金制度をとっているため、合併時に利子補給金制度を廃止し、番号14の水洗化促進事業に移行するものとします。ただし、合併時まで契約されているものについては、最長で3年間存続させるものとしたします。

1枚おめくりいただきまして、46ページでございます。一番上の段の28、私設污水ポンプ設置助成金についてでございますが、これは、地形等により自然流下で公共下水道に汚水を排除できない場合に、私設污水ポンプを配置する者に対して工事費を助成するものでございます。この制度は津久井町のみで実施しているものですが、合併時に廃止するものとしたします。しかし、実際の工事において、現地の状況等を考慮した中で対応方針を決めるものとしたします。

それから、49ページに飛びますけれども、49ページにつきましては先進事例。それから、50ページから53ページまでは関係法令を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上が、上下水道事業の取扱いについてのご説明でございます。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

○小川会長 ただいま事務局から、「協議第17号 上下水道事業の取扱いについて」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、大神田委員。

○大神田委員 相模湖の大神田でございます。

ただいまの事務局の説明で、概略、項目が多くて理解しにくい点もございましたが、まず2点ばかりお伺いしたいと思います。下水道の計画区域外の新市になった場合のこれからの方針と、いま1点は、合併特例法を活用しての下水道事業の推進を図るのかという点が1点。

それと、この1市3町の下水道事業、下水道使用料減免について、1市3町がかなり異なる場合がございますけれども、相模湖の場合は、この下水道使用料の減免については、ちょっと大体的に支援、負担をされていない部分がありますけれども、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○小川会長 土木部会長。

○岩本土木部会長 下水道事業についてお答えをいたします。

まず、1点目の区域外流入の話でございますけれども、これは、先ほど説明しましたように、今現在、相模原市では、市街化区域は受益者負担金、それから調整区域につきましては受益者分担金ということで、負担金の方は270円、それから分担金の方は490円という形で、二通りの適用をしております。今ご質問がございました、城山以外の2町につきましては都市計画区域の指定がされておられませんので、今後、先ほど都市部会長の方からお話ございましたように、線引きが決まれば、調整区域、市街化調整区域という区分けで適用していきたいと思っておりますけれども、現行では、今、津久井町、相模湖町でやっている制度をそのまま使っていくという形でございます。城山につきましても、市街化調整区域事業はやっておりませんが、市街化区域の外から市街化区域の下水につながる場合には、この負担金の制度を適用して、区域外流入ということで認めてございます。

それから、2点目の特例債の適用で進捗を図れという激励だと思っておりますけれども、これにつきましては、先ほど事務局の方からもお話ししましたように、来年度、本体でございます相模川流域下水道の県の方の事業認可の変更がございます。これは、非常に節水等が進みまして、処理場の水量が減ってきていますので、そこら辺の見直し等をしておりますけれども、この中で、この1市3町を含めた下水道の部分が、もう数字的には固まっております。この見直しの中で適用していきたいと。事業につきましても、それぞれの計画目標がございますけれども、それを一体化した中で、相模原市の下水道基本計画の中で進めてまいりたいと、こういうふうを考えております。

それから、使用料の差異でございますけれども、ここにも、資料の方にも48ページでお示しをしておりますけれども、現行の相模原市に引き継ぐということになりますと、下水道使用料、相模原市の1,700円になるわけでございますけれども、城山町と津久井町は1,900円が下がってくると。それから、相模湖町につきましては、1,500円が1,700円ということで非常にアップするわけでございますけれども、これは、改定の時期が、相模原市の場合には3年後と。3年ということで、平成16年4月に上げてございます。それから、城山町さんは平成14年4月に上げてございます。それから、津久井町さんは平成15年4月に上げてございます。相模湖町さんは、これは町の事情もあると思っておりますけれども、平成9年4月の供用開始以来、料金の改定をしておられませんので金額的に低くなっておりまして、本市に移行しますと200何十円何がしかのアップになるということでご

ざいまして、先ほどの具体的方針の中に書いてございますけれども、新市に移行しますと、相模原市の場合は3年後にまた何%か上げるわけでございますけれども、ここら辺を考慮した中で、相模湖町のアップ分が、また合併と同時に一気に上がってしまうということを考えまして、この改定時期と減免規定については見直しを行っていかうと、こういうことでございます。

以上、お答え申し上げます。

○小川会長 事務局次長。

○内田事務局次長 合併特例債について、補足的にご説明をさせていただきます。

合併特例債は、合併特例法で定められております地方債の特例ということでございまして、先程来、お話に出ております、新市建設計画に基づいて行う一定の事業に対する経費や、合併後の市町村が行う地域振興のための基金の積み立てに要する経費について、特別な割合で認められる地方債でございます。ただ、具体的にどういう事業に適用されるかということにつきましては、今後、その新市建設計画の中にどういうふうに盛り込まれるかとか、それから実際にそれが適債事業かどうかにつきまして、国や県との調整も必要となつてまいります。

以上でございます。

○小川会長 いかがですか。まだ。

どうぞ、大神田委員。

○大神田委員 ただいまの説明で、使用料等、大体理解できたんですけども、私がいま1点質問したいのは、ここでこういう言葉を使っているのかどうか、身体障害者の世帯、これの世帯の負担の減免、こういう形もお聞きしたいなという点が含まれております。この中で、知的障害者の世帯だとか、色々身体に異常を持った、家庭的にも異状を持った家庭がございまして。その中で、相模原市さん、城山町さん、津久井町さん、こういう形で減免措置をしておりますけれども、相模湖の場合は一部のみという形でありますので、そこいらの部分も、合併可能となったときに、相模原市さんの制度に、方針に尊重されるのかどうか、そういう形を1点お聞きしたいと思います。

○小川会長 土木部会長。

○岩本土木部会長 使用料の減免規定でございますけれども、20ページからずっと見ていただくとおわかりだと思いますけれども、非常に細かい数字になっていますので私の方からご説明しますけれども、一元化調書の21ページの方に、各市の減免措置ということで。

相模川流域下水道、同じ事業でやっています、下水道の根拠法令を使っていますので、

減免規定についてはほとんど項目的にはそれぞれの町で網羅してございます。ただ、減免の率については、それぞれ財政事情もございまして、アッパーが決まっている中で、その中で適用をしていますので、多少パーセンテージが違ってきますけれども、今、委員さん、おっしゃられたように、この減免については、母子家庭だとか、そういう部分につきましてもすべて相模原市は適用してございますので、引き続き、その適用を行っていくという考えでございます。

以上でございます。

○小川会長 他にございませんか。

ございませんようですので、お諮りをいたします。

「協議第17号 上下水道事業の取扱い」につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 異議なしと認めます。

「協議第17号 上下水道事業の取扱い」につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。

続いて、報告事項がまだございます。若干時間も経過しておりますので、この際、休憩をいたしたいと思っております。こちらの場内の時計で、16時35分、再開いたします。15分間、休憩をさせていただきます。

休憩をいたします。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時35分

○小川会長 予定の時間が参りました。会議を再開いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

初めに、「報告第16号 各種事務事業の取扱い（B・Cランク）その1」について、事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局次長。

□報告第16号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1

○小川会長 はい。

○矢越委員 ちょっとその前に、すみません、この（B・Cランク）その1の報告事項の件なんですけれども、BランクからCランクまで、すごい数がございます、これを一気に把握しろというのは多分無理かと思うんです。できれば、Bランクの企画部会、市民部会、都市部会、管理部会、部門別ごとにお諮りいただいて、ご質問を受けさせていただけたらと思うんですけれども、一括でご説明という形なんでしょうか。

○小川会長 ただいま、説明の方法についての質問がありました。どうですか。

○片野事務局次長 分けて説明も可能でございます。

○矢越委員 わかりました。すみません、失礼しました。

○小川会長 それでは、次長、どうぞ。

○片野事務局次長 それでは、合併協議会資料の54ページをご覧くださいと思います。

報告事項の第16号でございます。

報告第16号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1。

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成16年8月4日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

合併協議会資料の55ページをご覧くださいと存じます。

事務事業項目提案集計表につきまして、ご説明をいたします。

左側の表でございますが、事務事業項目数でございます。部会名の右側の①欄に、7月8日に開催されました第3回合併協議会におきましてご報告をさせていただきました、事務事業項目数をお示しさせていただいております。表の最下段に合計欄がございますが、ご覧いただきたいと存じますが、1,298項目でございます。

その右側の事務事業項目変更、②欄でございますが、専門部会での調整等におきまして、追加が3項目、削除が11項目ございまして、③の計欄でございますが、現在、1,290項目の事務事業項目数がございます。

次に、右側の表をご覧くださいと存じます。協議・報告項目数でございます。

第3回合併協議会の協議済み項目数、④の欄をご覧くださいと存じます。第3回合併協議会におきましては、総務部会所管の3項目、特別職の身分の取扱い、一般職の職員の身分の取扱いについて及び条例、規則等の取扱いについての3項目につきましてご協議をいた

できました。

第4回合併協議会の協議項目数、⑤欄をご覧ください。市民部会所管の協議項目数8、都市部会所管の協議項目数3、土木部会所管の協議項目数38の合計49項目を協議項目数とさせていただきます。

次に、第4回合併協議会の報告項目数、⑥欄をご覧ください。企画部会所管の報告項目数46以下、会計部会所管の報告項目数4までの合計311項目を報告項目数とさせていただきます。

これによりまして、⑦欄の合計でございますが、363の事務事業につきまして、ご協議、あるいはご報告させていただくこととなるものでございます。

なお、今後の協議・報告予定の項目数、一番右の欄でございますが、⑧欄の合計をご覧いただきたいと存じますが、927項目となる予定でございます。

次に、合併協議会資料の56ページをご覧いただきたいと存じます。

各種事務事業の取扱いにつきまして、調整方針一覧（Bランク）のうち、主な事務事業につきましてご報告をいたします。

最初に、企画部会所管のBランクの事務事業に関します調整方針についてでございます。併せまして、ご配付させていただいております事務事業一元化調書、別冊1がございまして、こちらにつきましては57ページをお開きいただきたいと存じます。

番号1の総合計画策定事業についてでございます。

総合計画策定事業の一元化の調整につきましては、地域的な計画の取扱いや新市建設計画等の関係などに課題がございまして、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。

ただし、新総合計画を、合併後速やかに、新市の新たな策定方針に基づき策定に着手するものとする。

なお、新総合計画が策定されるまでの間は、相模原市の総合計画及び新市建設計画を基本とし、地域的な課題につきましては、各町の総合計画を尊重しながら運用するものとするものでございます。

合併後の新総合計画の策定に要する期間につきましては、基礎調査の必要性や市民とのパートナーシップにより策定していくことなどを考慮いたしますと、最短でも3年間程度は必要となるものと考えております。

次に、合併協議会資料の方でございますが、番号2の電算システムの取扱いについてでご

ございます。事務事業一元化調書、別冊1の方でございますが、こちらにつきましては59ページとなります。

電算システムの取扱いにつきましては、合併時に統合しなければならないシステムの選別に課題がございますが、調整方針といたしましては、原則として相模原市のシステムに統合を図る。

なお、統合に当たっては、住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時に稼動が必要なシステムを優先的に統合できるよう調整するものとしたすものでございます。

企画部会におきましては、この調整方針に加えまして、電算システム統合のガイドラインとなりますシステム統合の指針を定めまして、合併時に稼動しなければ住民生活に影響を及ぼすことになるシステムを選別いたしまして、優先的に統合を図るものとしております。

次に、合併協議会資料の56ページ中段にお示しさせていただいております、市民部会所管のBランクの事務事業に関します調整方針についてでございます。

番号1の地域振興についてでございます。

事務事業一元化調書の方につきましては、60ページをお開きいただきたいと存じます。

地域振興事業につきましては、各市町によって職員が事務局を担当する団体の数や種類が大きく異なっておりますとともに、津久井町におきましては、財産区からの歳入を財源とする各種団体への補助金が交付されております。こうした課題がございますので、調整方針といたしましては、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとしたすものでございます。

次に、番号2の火葬費助成事業についてでございます。

こちらは、事務事業一元化調書の62ページをお開きいただきたいと存じます。

火葬費助成事業につきましては、城山町における助成制度でございますが、合併により相模原市営斎場の火葬炉使用料が無料として使用できることとなりますことから、調整方針といたしましては、合併時に廃止することとしたすものでございます。

次に、番号3の戸籍情報システム維持管理事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、63ページとなりますので、お開きいただきたいと存じます。

戸籍情報システム維持管理事業につきましては、津久井町、相模湖町におきましては電算化の導入が図られておりません。サービス水準の確保を図るため、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することとしたすものでございます。

次に、都市部会所管のBランクの事務事業に関します調整方針についてでございます。

番号1、地理情報システム開発事業並びに番号2、都市計画基本図作成事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、64ページと65ページになります。そちらの方を併せてお開きいただきたいと存じます。

地理情報システム開発事業及び都市計画基本図作成事業につきましては、都市計画情報提供システムの更新やデータの維持管理、都市計画基本図の修正などが主なものでございます。現在、市町の間でシステムに相違がございまして、また、新たにシステムを導入するなど一元化に向けて時間を要するため、調整方針といたしましては、いずれも、5年以内に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号3のバス対策事業についてでございます。

事務事業一元化調書の66ページをお開きいただきたいと存じます。

バス対策事業につきましては、市町間の現状を踏まえまして、効率的で利用しやすいバス路線網の実現を図るため、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に統合することを調整方針といたすものでございます。

次に、番号4の総合交通計画関連事業についてでございます。

事務事業一元化調書の67ページ並びに68ページをご覧くださいと存じます。

総合交通計画関連事業につきましては、相模原市と城山町に計画がございしますが、上位計画でございます新総合計画の策定期間に合わせて、合併後3年以内に策定することを調整方針といたすものでございます。

次に、番号5の開発行為等指導事務についてでございます。

事務事業一元化調書の69ページ並びに70ページをお開きいただきたいと存じます。

開発行為等指導事務につきましては、現在、市町の間で開発行為の対象となる規模や指導事項に相違があり、一元化するに当たり、経過措置を設けることで調整が可能となりますことから、調整方針といたしましては、3年以内に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号6の放置自転車対策事業についてでございます。

事務事業一元化調書の71ページをお開きいただきたいと存じます。

放置自転車対策事業につきましては、市町間で放置自転車の移動、保管、処分の方法及び返還費用等について相違がございまして、合併時に相模原市の制度に統合することを

調整方針といたすものでございます。

合併協議会資料の57ページをご覧いただきたいと存じます。

管理部会所管のBランクの事務事業に関します調整方針についてでございます。

番号1の幼稚園就園奨励補助金についてでございます。

事務事業一元化調書の72ページをお開きいただきたいと存じます。

幼稚園就園奨励補助金につきましては、保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児の就園を奨励するための補助金で、国の補助制度に基づくものと相模原市と城山町に単独補助がございます。なお、公立幼稚園は、相模原市と津久井町にはございません。したがって、本事務事業の一元化に向けた課題といたしましては、相模湖町と城山町との間で相違のある公立幼稚園の国庫補助分、及び相模原市、城山町の間で相違があり、津久井町、相模湖町では制度がない私立保育園の市町単独補助分の取扱いがございます。調整方針といたしましては、公立幼稚園の国庫補助分については、国の制度に統一を図り、私立幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号2の公立幼稚園に関することについてでございます。

事務事業一元化調書の73ページをお開きいただきたいと存じます。

先ほどご説明申し上げましたとおり、相模原市と津久井町には公立幼稚園がございません。したがって、事務事業の一元化に向けた課題といたしましては、公立幼稚園のあり方の検討、及び城山町と相模湖町との間で相違のある入園料、保育料等の取扱いがございます。調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぎ、私立幼稚園にも配慮し、入園料、保育料は統一を図ることといたすものでございます。

次に、番号3の学校給食事業の取扱いについてでございます。

事務事業一元化調書の74ページをお開きいただきたいと存じます。

事務事業の一元化に向けた課題といたしましては、中学校給食の内容に相違がございます。具体的には、中学校給食の実施内容が、城山町と津久井町では完全給食、相模湖町と相模原市ではミルク給食となっております。調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年間で中学校給食のあり方を検討することといたすものでございます。これは、各市町の実施状況を評価、検証しながら今後のあり方を検討していくという考えでございます。

なお、幼稚園給食の取扱いにつきましては、先程ご説明申し上げました公立幼稚園に関することの中におきましても検討していく必要があると考えております。

以上が、Bランクのご説明でございます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 ただいま、「報告第16号 各種事務事業の取扱い、その1」について説明が
ありましたが、ただいまの報告に対しましてご質問等がございましたら、お願いをいたします。
矢越委員。

○矢越委員 ありがとうございます。

まず、企画部会の総合計画策定事業なんでございますけれども、これは、合併後、先程の
ご説明ですと、最短で3年ぐらいの期間が必要だというようなことをお聞きしたんですけれ
ども、これというのは新市の一番重要な基になるものであると思うんですけれども、3年か
けて作るということでありまして、ビジョンはこの二、三カ月で作っている訳でござ
いまして、これはBランクで通常よろしいものなんでしょうか、報告のBランクという扱
いで。その辺を先ずお聞きしたいんですけれども。

○小川会長 このランク分け、Bでよろしいのか。

事務局次長。

○内田事務局次長 ランク分けについてでございますけれども、住民生活に密接に関係がある
もの、それから合併の根本に係わるものなどにつきましては、Aランクということで整理さ
せていただいております。只今ご質問がございました総合計画策定事業ということでござ
いりますが、これは、総合計画の中身をここでやるということではなくて、今後、どうい
うような筋道で検討していこうかと、こういうことでございますので、ある意味、行政ベ
ースの手順の話でございますので、Bランクということで調整をさせていただき、ご報告
させていただいているものでございます。

以上でございます。

○小川会長 はい。

○矢越委員 ありがとうございます。

それと、ではもう1点、よろしいでしょうか。

○小川会長 はい、どうぞ。

○矢越委員 都市部会のバス対策事業というのがあると思うんですけれども、3番項ですね。

「現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に統合する」となっておりますけれども、統合する
となると、赤字路線であるようなところというのは、逆に言うと、無くなってしまうの
ではないかという懸念もあるのではないかと思いますけれども、その辺のお考えがありましたら
お聞かせ願えればと思いますけれども。

○小川会長 都市部会長。

○内田都市部会長 バス対策事業につきましては、津久井町さんでは、特に、既存路線網の再編成を行い、町が小型バスを購入してバス事業の貸し付けや、あるいは運行委託の解消をするなど、こういうふうなことを進めておりまして、私どもは、昨年、バスの再編成をしまして、現在、神奈中が色々な調査をやっている、この路線についてはどうかとか、どうなのかとか、赤字かどうか、こんなことをやっております、今後は、ある程度再編をする部分もございます。

それとあと、世論調査を今実施してございまして、その中で住民の利用している人の意見を聞きまして、またこれは神奈中に色々な要請をしていく部分もございましてけれども、現在、津久井町さんでは、そういう、多分、神奈中の赤字路線とか、そういうものの再編成に伴いまして町が自らそういうのを実施するという、現行のまま新市に引き継ぎまして、段階的に統合するという調整方針を立てまして、基本的には、この間にバス事業者と調整を進めていくというふうな形になろうと思います。

以上でございます。

○小川会長 はい。

○矢越委員 私が聞きしたのは、調整を進めていくという行為自体は分かるんですけども、最終的に、その赤字路線であるとか、町営でバスを走らせているところとかいうところがなくなってしまうということは、では、無いということでしょうか。

○小川会長 都市部会長。

○内田都市部会長 相模原市においては、先程説明したとおり、幹線路線、それから支線路線、そういう中で赤字路線が出た場合は、公的補助をするということで進めております。そういうことを考えております。ただ、津久井町さんでは、バスの再編成に伴って、町がそういう行為をしていくということでございますから、詳しい内容は、ちょっと承知していないんですけども、何らかの形で市民の足を確保していくことは、大変重要なことでございますから、そのことについては、今後、新市において継続していくかどうか、そういうことも含めて、さらに検討を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○矢越委員 では、はっきり申し上げて、今の段階では分からないというような感じなんですか。

○小川会長 都市部会長。

○内田都市部会長 多分、路線網が——多分というのは大変恐縮なんですけれども、町が自ら貸し付けてバスを行うということは、これは、多分、企業バスが確保できないという中で、市民の足のサービスということで実施していると、そういうふうを考えておりますので、赤字路線についても何らかの形で主要なところは確保していくんだということで、今後、新しい中で検討していくことで調整していきたいと、そういうことで現在考えております。

以上でございます。

○矢越委員 ありがとうございます。

○小川会長 他にございませんか。

では、中里委員さん、どうぞ。

○中里委員 城山の中里でございます。

私は、管理部門の3の学校給食の取扱いということについて、ちょっと質問をしたいと思えます。「現行のままで新市に引き継ぎ」というふうにございますけれども、また「合併して3年間で中学校給食のあり方を検討する」ということは、3年で、解釈によるんですけども、廃止をするというふうな考え方でこういうふう提起してあるのか、確認をとりたいたと思います。

○小川会長 永井委員さんはどういう——やや関連のある。

○永井（充）委員 いえ。

○小川会長 いいですか。

○永井（充）委員 はい。

○小川会長 ほかに、この・・・。

では、小林副会長。

○小林副会長 城山ばかり発言して申し訳ないんですけども、この57ページの管理部会の番号の1、2、3ですけども、まず、基本的に、これは報告事項ではなくて、Bランクではなくて、Aランクに格上げしていただいて、そういう中で、任意協議会の場できちんと議論をしていただきたいというのが一つの結論です。

その理由は、これは城山町にとって重大な関心事だということは、町にとってというよりも、むしろ、これは若いお母さん方にとって、小学生を児童に持たれる方も含めてなんですけれども、中学校に通う方も当然なんですけれども、基本的には、城山の学校給食については、もうずっと父兄の方は無条件で永久に——それは1,000年も2,000年もということではないんでしょうけれども、特段の事情がない限りという意味での無条件永久にとい

う意味ですけれども、存続を前提に城山の中にお住まいになっているということが1つあります。

それから、継続するなら、仮に継続するということで、先程中里委員の方から、3年で廃止する考えなのかという疑問も出てくるのは当然だと思うんです。何故なら、たまたま相模原市さんはされていない。そういう中で、合併後3年間で中学校、具体的に「中学校」と書いてありますね。これは特定しているわけですね。小学校、中学校、給食がある中で、特に期間限定と中学校の職種限定というあり方について検討すると。こういうことで考えますと、これは、そういうふうに現行のまま新市に引き継ぐとだけ記載してあれば、何も城山として異論を挟むつもりはないんですけれども、どういう訳か、「合併後3年間で中学校給食のあり方を検討する」としている、その理由が私にとっては到底理解不可能。これは、もしこういう表現があるとすれば、これは調整方針は到底認められないということになります。報告事項に認められない。

それから、それは3ですけれども、ですから、報告事項となっておりますけれども、先程言いましたように、城山にとっては、重大な関心事項でもありますから、任意協議会の場で、報告事項でなく、協議事項として、Bランクのまま単に幹事会に差し戻しではなく、Aランクとして正式に議論されることをこの場で要求したいと思います。

2番目の公立幼稚園に関することがあります。そういう中で、2番目の点ですけれども、現行のまま新市に引き継ぐというのは、このとおりで結構だと思います。ただ、公立幼稚園、先程言われましたように、城山と相模湖にしかありません。そういう中で、「入園料と保育料は統一する」というただし書きがあります。先日、1市首長の打ち合わせの中で確認いたしましたところ、当然、相模湖と城山だけしか幼稚園がないわけですから、その2つの町の料金体系の中で、間で決めるというふうに私、感じたところ、そうではないというニュアンスがありますので、再度、この場できちんと確認したいと思います。

城山の、例えば、この幼稚園の入園料とか保育料を統一するという、この意味が、はっきり言いまして、城山町と相模湖町の現行制度の間で統一されるということでしたら、これは結構なんですけれども、いや、たまたま相模原市さんにはこういう助成が無いので、民間幼稚園との関係で余りにも安いといかがなものかという意思が働いた場合は、当然納得できないということになる訳です。

それから、募集についても、これは虫のいい話かもしれませんが、現在は、城山の町民が最優先で、当然のことですけれども、募集の限定つきです。ところが、合併しますと、地形

的にはどう見ても二本松の方とか相原の方から、あるいは津久井町の方も来られるかもしれませんが。そういう中で、今までの条件がかなり変わってくる。相模湖町さんの幼稚園には藤野町さんから行かれる場合もあるでしょうけれども。そういう中で、その募集の形態というのは、当然、これは相模原全域を募集されることになると思いますが、かなり現在の城山町民にとっては関心事というか、どうしても極めて注目を引いてくるようになるのではないかという点があります。

それから、幼稚園の就園奨励金の番号1なんですけれども、この「私立幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度に統合する」という文言があります。これは、資料の72ページを見ますと、城山町は、年間、私立幼稚園に行かれている父兄の方に、単独補助分の金額として、補助金として年額4万8千円を町民の方に補助金を出しております。ところが、この「合併時に相模原市の制度に統合する」となりますと、相模原市さんでは1万2千円が補助金ですから、城山の町民にとっては、4万8千円から1万2千円になってしまうと。こういう制度があるところについて、城山にとっては重大な関心事になる訳ですね。

ですから、これは、合併の目的として、サービスはより高くということが謳い文句になっているわけですから、サービスはより高い方向で、例えば、私立幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度に統合するのではなくて、城山町の制度に統合して欲しいと。これは、当然、町民の要求にもなってくるかと思いますが、その辺、どうして相模原市の制度に統合されるのか。いいところの城山町の制度に統合されても一つもおかしくない。財源的には、1万人の人口を考えますと、約3億6,000万円。4億ぐらいの負担が新市において発生する訳ですけども。もちろん、やっていないところの町もありますけれども、もう少しで金額は約4億ぐらいになられると思いますが、いい制度はできるだけその町の、合併対象地区の町の制度を取り入れるというのが、この合併の方針ではなかったかと思うんですよ。そうでなければ、サービスがいい方向でより良くなるなんていうことが言えないと思うんですね。

ですから、これは、少なくとも管理部会で報告事項ではなくて、Aランクとしてこの場で公然と協議の対象にして欲しい。そして、特に、城山町としては、今回、町長選挙が行われまして、私が町政を担当するようになりましたけれども、町民の皆さんに、今後、合併の是非を問うための住民投票を行う予定です。その時に、こういう抽象的な言葉では極めて町民の皆さんの選択基準が明確化していないということで、町民の皆さんの判断材料にもならない。何のためにこの任意協議会をやってきたのかと、こういう話になりますので、この点に

ついて具体的にやらないと、大変、やった意味が無くなるということもありますし、町民の皆さんのお叱りを受けるだろうということを含めて、是非この点につきましては、単なる報告事項ではなくて、きちんとAランクとして上げていただいて、任意協議会の場で協議をしていきたいというふうに考えております。その点について、その可能性があるのかどうか。確か、AランクとBランク、Cランク、それぞれの区分は、必ず末尾に「など」という言葉がありましたので、是非この場で明確なるお答え、すなわち、Aランクに上げるという方向でのお答えをいただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○小川会長 管理部部长。

○松本管理部部长 管理部会にかかわる3つのご質問と、今、Aランクでの協議というご質問がございました。

一つの例を申し上げてAランクのお話をしたいと思いますが、まず、学校給食の取扱いにつきまして、お話にもございましたように、小学校では1市3町が完全給食。中学校については、城山町、それから津久井町において完全給食を実施しております。この調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぎ、実施状況等について評価、検証して、3年を目途に今後の中学校給食のあり方について検討するというふうにいたしました。城山町、津久井町の中学校給食を現行のまま新市に引き継ぐことは、協議会で予めご承認いただいております、地域特性を有するものや住民生活に大きな影響を与えるものについては、経過措置等を設け、新市の制度への円滑な移行を図るという事務事業の一元化の基本方針に従って調整をさせていただいたものでございまして、ランクBといたしまして幹事会の方に提案をして、ご協議をいただき、只今ご報告をさせていただいたものでございます。

なお、相模原市域の中学校給食のあり方につきましては、今までも、学校給食あり方検討会等を設けまして、種々検討してまいったところでございます。そうした中で、協議会でご協議をいただいて、決定をいただくということは大変難しい課題があるということで、今後のあり方につきましては、新市において一定期間で十分な検討を行い、その方向づけをする必要があるのではということでございます。

それから、具体的にそれぞれのご質問が3つばかりございました。順不同になりますが、まず、私立幼稚園の単独補助分でございます。お話のとおり、相模原市と城山町では金額に差があるということです。それから、津久井町、相模湖町には、この制度はございません。従いまして、合併時に相模原市の制度に統合するという調整方針は、協議会で予めご承認いただいております、相模原市の制度を基準に統一調整を図るという事務事業一元化の基本方

針に基づいて調整を行ったものでございます。

なお、この事業だけで捉えますと、確かに城山町では、住民サービスの低下というお話がございましたが、現在、城山町では4歳、5歳児が対象かと思えます。相模原市では3歳から5歳児までが対象でございまして、そういう中では城山町でも対象年齢が拡大される。一方、津久井町、相模湖町では現在やっておりませんので、その辺のサービスの向上になるのではないかというふうに思っております。

それと、1市3町の事務事業全体を考えた場合、先程、この事務事業の調整については、約3分の1、若しくは4分の1が本日報告をされるわけですが、今後報告が予定をされており、現在調整中の事務事業のうち、幾つか拾い出しますと、先ず子育て支援の分野では、乳幼児医療費の助成対象年齢、これが3町と市では違います。具体的に申しますと、ゼロから2歳児までが3町さんで、相模原市がゼロから4歳児までということで、これも拡大になる。それから、保育園、あるいは幼稚園に就園していない幼児を養育する世帯への幼児養育費、これも別途支給をしております。

次に、具体的に、教育分野では、児童・生徒の保健健康診断、こういうものにも、後程、これはCランクで出てきますが、違います。また、各種教育相談、或いは指導体制の充実、生涯学習のための施設の、或いは機会の増加などが図られるということでございます。

いずれにしましても、津久井町、相模湖町においては新たな制度の導入が図られるということで、相模原市の制度に統合することによりサービスの向上が図られるということで、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

次に、公立保育園の入園料、保育料の関係でございまして、具体的に金額のご提示がないというふうなお話でございまして、本件については、今後、これも現在検討中というふう聞いておりますが、使用料、手数料等の取扱いを他の専門部会でやっております、これらの調整方針、或いは各市町の私立幼稚園の状況、こういうものも踏まえて調整を図っていく必要があるのでは、というふうに思っております、現時点では、合併までに統一を図ることというふうにしたものでございます。

それから次に、中学校給食、具体にお答えをしますが、中学校給食の取扱いにつきまして、城山町、津久井町で完全給食を実施しております、今後も現行どおり継続していくことを基本に、相模湖町、そして相模原市のミルク給食をどのようにしていくか、大きな課題というふうに考えております。

また、給食に関しましては、行革の観点から、調理、配送業務の民間委託、あるいは相模

原市においては、今年度よりセンター校より単独化を——長年の課題でありましたが、緒についたところでございまして、そうした中で、ただ、城山町さん、津久井町さんの学校規模を見ますと、すぐに単独化というのはちょっと難しいという話と思いますが、いずれにしても、これらの課題もございます。そうした中で、中学校給食のあり方につきましては、これらの課題を踏まえて、合併後の新市において、一定期間、十分な検討を行いまして、その方向づけをする必要があることから、調整方針にございますように、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年間でそのあり方を検討するというふうに調整をさせていただいたところございます。

以上ございます。よろしくお願ひします。

○小川会長 事務局長。

○田所事務局長 先ほどのご質問の中に、協議ランクのお話ございました。ただいま管理部会長の方からご説明いたしましたとおり、この調整方針につきましては、第2回の合併協議会で基本的な考え方を決められておりますので、それぞれ部会におきまして、そういった調整方針に基づいて協議をいたしまして、先程お話のとおり、幹事会に説明をし、協議をし、そして本日の協議会にお諮りをしているということになってございます。そういった中で、手続的にはそういう手続を決めさせていただいた中で進めさせていただいている訳ございます。

ただ、只今小林副会長さんの方からご発言ございましたけれども、例えば、Bランクにここで上がっているもの、これについて、例えば、Aランクにしてはどうかというご発案というか、ご提案だというふうに私は受け止めておりますけれども、これは、正に協議会の中でご協議をいただくべき事項であるというふうに考えてございます。事務方、私ども事務局側といたしましては、協議会の中での協議に基づいて、これがもしAランクということで、再度協議ということで協議会の中で決めていただくということになれば、そのような取扱いをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上ございます。

○小川会長 小林副会長。

○小林副会長 先ほど、最後に事務局の方から、任意協議会の中でAランクに上げるということの方向性出れば、それも可能だというふうに解釈ができる発言だと思ひますが、是非会長におかれまして、そのように采配をお願ひできればというふうに思ひます。もしそういうことでしたら、議論は、これ以上、今日はやりませんけれども、任意協議会の場でやる必要

がありますので。

もしないとすれば、それがなくても、先程幹事会で協議されたということで、その結果だからこれでいかなものかというお話があったんですけども、少なくとも、城山の幹事に出席された教育関係の方、あるいは幹事会に派遣された方は、絶対これは同意されていないのではないかと思うんですよね。やむを得ず、これは行政として出ているわけですから、そこで強行に賛成とか反対とかは言えないと思うんです。少なくとも、私は一つの町長としてこの副会長を承っていますので、敢えて発言をして、委員として発言していますけれども、そこは行政の事務方と、その限界がありますので、幹事会で協議されて報告したということになるんですけども、少なくとも一定程度の異論は出されたはずだと思いますが、そういう中で、それを受けて今回報告されていると当然思いますけれども、先程、サービスはよくなるということで、対象が広がるのではないかと。だけれども、1万2,000円になるんだと。1歳だけ広がりますね、城山にとっては。

縷々他の面での比較をされていますけれども、もっと、では極端に言いますと、合併をした場合は、城山の事業所税というのが新税で、次の25日の日ですか、新たに新税項目が出ると思うんですが、町の試算、かつて私が議員のときの答弁事項としていただいている試算では、26社でしょうか、23社でしょうか、7,000万ぐらいの事業所税が城山に課税されると。こういうことから言いますと、そういった諸々のサービスというのはこれで帳消しなんです、事業所税をそのまま全てに使うという訳ではないんでしょうけれども。そういうことからしますと、やはり先進レベルに合わせても一つもおかしくない。津久井町さん、相模湖町さん、藤野町さんを含めて、これは良いところは合わせたって一つもおかしくないのではないかという考え方もあると思うんです。そういうことを含めてAランクで協議をお願いしたいなというふうに思います。

特に、もし、先程事務局が言われたとおり、基本的には継続するということでしたら、「現行のまま新市に引き継ぐ」だけで一つもおかしくない。何でその後の、点以降の「合併後3年間で中学校給食のあり方を検討する」という文言が出るのか、極めて不可解だというふうに、そういうふうに、それは事務方の方の説明を真意に真に受けるとすれば。だけれども、この文言がある限り、必ずしも真に受けられないというところがありますので、きちんと、これは任意協議会の場で協議をしていただかないことには、私としては納得できない。そういう意向がありますので、よろしくをお願いします。

○小川会長 どうぞ、宮下委員。

○宮下委員 今、副会長の方から発言がありましたが、本会の運営についてちょっとお聞きしたいんですけども、これは報告事項でランクに分けて、確かに、その理由によってはAランクになるかも分かりませんが、ここの55ページの各部会がありますよね。今、副会長が言われたことは、その議論に入ってしまったのではないかと、私はそう思うんですね。そこで今言われたようなことが議論されるのではないんですか。その議論では信用できなくて、協議会でやらなければならないというんだったら、それもしようがないかと思えますけれども、私は、ここの専門部のところでまだそういった議論がなされずに来ているんだと思いますね。

今、副会長が言われたような内容の議論がされていないと、Bランク、Aランクの根拠が無いではないかということと言われるかも知れませんが、私としては、ここは報告事項となっていますし、他の項目についてもそうですけれども、Bランクとして協議することが協議にならないのかどうかというのが私は非常に疑問ですし、ここの専門部会の人たち、それぞれ1市3町、専門家がいますので、その議論を待って、さらに協議会で議論するという方向ではないのでしょうか。

○小川会長 他にございませんか。この・・・。

はい、中里さん、お願いします。

○中里委員 すみません、先程の中学校の給食のあり方ということで、廃止の方向ではないかというふうな質問をさせていただいたんですけども、答弁の中に、給食を基本としてというふうなお話がありました。そういうことで私は受け止めてまいりたいと思います。そんな中で、やはり中学校の給食につきましては、お母さん方につきまして非常に関心事があるというふうに私は認識しております。もちろん、相模原市の方も、お話をさせていただくと、非常に関心を持っているというふうなことで受け止めておりますので、是非給食については、全体で給食ということで進めてまいりたいと、お願いをしたいと思います。

それともう1点、私からお願いでございますけれども、小林副会長さんが質疑とされるのは一向に構わないんですけども、会長、副会長さん、4人含めまして、提案者ということで私は認識をしております。その中で、議案を出す前に、もう少し、小林副会長さんにおかれましては4人の中で検討を重ねて、我々のこの協議会に提出をしていただければと要望して終わります。

○小川会長 ほかにございませんか。

では、どうぞ。

○小林副会長 まず先に、第1点目の、たしか津久井の委員の方の、Bランクで、すなわち幹事会で再度この調整方針が調整されるのではないかなのような発言がありましたけれども、そうではなくて、既にもう議論された後にここに報告されていますので、もう再度、幹事会で議論されることは無いと思います。そういう解釈になると思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、2点目の提案者であるという、副会長になっていますので。そういう趣旨の発言があったかと思いますが、決してこれは、同じ町の委員さん同士、言い合うつもりは決して無いんですけれども、ですから、その問題がありますので、私は、少なくとも、この57ページの管理部会の報告事項については了承できないと、はっきり城山の私として申しまして、これはかなり議論になりますよと、そういうことを言ったつもりです、1市首長会議で。それで、そこで強行に反対して、もし私の意見が通って、1市3町の首長さんで、例え一つの町長が反対したら、その1市首長さんの説明会で撤回してもらえるなら、とっくに反対しています、これは。ですけれども、それはやはりそれができないという事情もあるかと思えますね。だからこそ、ここで議論しよう。少なくとも提案事項の確認をしたということで、それをやらない限り、今日の会議自体も成立しないわけですよ。議論も成立しない。私が決裁しなければこの議論がこの場に出ないとすれば、これは重大な皆さん方の問題になると思えますね。ですから、それは一步引いて、この場に出して、この場で私の委員としての意見を、副会長ですけれども、きちんとした議論をしようというのが趣旨です。

実際、はっきり言いまして、今日、この議案に対する決裁をやったのは、先ほど事務方の方に冒頭質問した後に、私はこの決裁の私の印鑑を押しました。本当ですと、私は拒否してもいい。拒否したらこの報告事項が議案として提案されないんだったら、私は拒否したいと思いましたが、それは、1市3町さんの首長さんの中での協議という打ち合わせ事項の中ではそこまでするということ、今回そういう形になったということをご理解してくださいと思いますが。

○小川会長 では、中里委員さん、簡潔にひとつ。

○中里委員 ただいま、今、簡潔にということをおっしゃったので、私、先ほど、小林委員さんの発言は構わないという、差し支えないという発言をしました。ただ、やはりもっと簡潔にやっていただかないと、50名の委員さんもいらっしゃるので、今後、その辺、ちょっと考慮していただければと思います。

以上です。

○小川会長 わかりました。

栄委員さん。

○栄委員 小林町長と同じ城山の栄でございます。

今の管理部会の57ページ、1番、2番、3番に関して、長い時間、演説をいただきましたけれども、まず、学校給食に関しましては、中里委員さんが仰ったように、これは、前向きな方向であり方を検討するというので私は問題ないと思います。

2番目の公立幼稚園に関する事、これは大変な問題のように仰いましたけれども、入園料、保育料を統一すると。城山と相模湖で統一をするということで大問題のような発言がございましたが、城山は2,500円、相模湖は3,000円、500円の差でございます。そこを統一するという事は、そんなに大変な数字が出てくるとは考えられませんので、ほとんど問題は無いと思っております。

1番の幼稚園の就園奨励補助金、これに関しまして、確かに城山は4万8,000円、相模原は1万2,000円という形で差がございます。この辺に関しまして、先ほど行政の方から説明をいただきました。様々な分野で幾つか上げていただきましたけれども、現状の相模原の制度が城山の制度よりもサービスが向上する項目、施策がたくさんあるということの説明いただきました。そのような観点からご説明いただいたわけですから、小林副会長が声を荒らげて言うような内容ではないと私は思っております。この辺をしっかりと、これは各町民、住民が判断をするということでございまして、そこへきちんとこれらの内容を説明する。その説明を、今日いただいた説明をして、その上で町民、あるいは市民の皆さんに判断をしていただくものであって、それが今回やっている協議会の内容でございます。小林副会長さんの演説の場ではないので、端的にやっていただきたいと思っております。

○小川会長 ちょっと待ってください。

では、どうぞ、八木委員。

○八木委員 城山の八木でございます。

今の学校給食事業の関係で、先程も管理部会長さんですか、お答えをいただいたと思うんですが、この資料の方である「今後3年間で中学校給食のあり方を検討する」というのは、あくまで、城山にある給食センターは存続をした上で、相模原市の今のミルク給食について今後どうするか検討すると、先程そのようにお聞きしたんですが、それが間違いないかどうか、その確認と、それから、一元化調書の方の調整区分のところ、そうでしたら、①の現行のまま存続の方が、これはよろしいのではないのかと。今の記述ですと、4の段階的に

統合ということになると、これは相模原市の今のミルク給食に段階的に統合すると、こういうふうにとられるというふうに思いますけれども、その辺がいかがかという点をちょっと再度お伺いをしたい。

それと、この事務事業の一元化調書の関係は、これはBランクですから、助役レベルのこれは調整で、調整終了というふうにこれはなっています。もし小林副会長が気に入らないのでしたら、それは上司と部下の関係ですから、よく連絡調整を取っていただいて、事前にこれが調整終了にならないように、もうちょっと頑張ってみたらいかがでしょうか。

○小川会長 管理部長、今の質問にお答えください。

○松本管理部会長 中学校給食については、合併後3年間でそのあり方を検討すると。その説明の中で、現在行っている城山町、津久井町の制度を継続していくことを基本に、相模湖町と相模原市のミルク給食をどのようにしていくかということで、大きな課題であるというふうに説明をさせていただきました。

いずれにしても、お話のとおり、実際に制度が違う訳です。ですから、違うということは、いずれ統合しなければならないということの中で、現行のままというのと、そのまま現行のままと、こういう話になるわけでごさいます、相模原市も含めて、あるいは相模湖町さんも含めて段階的に統合すべきものかなということで、そこには記述をさせていただきました。

以上でございます。

○小川会長 先ほど、一旦幹事会に、今日これを、いわゆる返した場合に、再度協議の場があるのかどうかということは、どうですか、事務局。

事務局長。

○田所事務局長 先程もお答えをさせていただきましたけれども、協議会の中でそのような協議の結果ということであれば、私ども事務局の方といたしましては、幹事会の方で協議をするということも可能ではあろうというふうには考えてございます。

○小川会長 他にございませんか。

では、どうぞ、永井さん。

○永井（充）委員 相模湖町の永井と申します。

関連が出てきた質問をさせていただきたいんですが、管理部会の中の2番の公立幼稚園に関すること。今、城山さんのお話の中で、委員さんから、2番、公立幼稚園は問題ないというふうなご発言もございましたが、「現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、入園料と保育料

の統一は図る」という内容が出てきております。城山と相模湖、2カ所にしかございませんので、サービスの内容と申しますか、それを見させていただきますと、城山町には送迎バス、そして給食もございます。相模湖町には両方ございません。給食に関してはミルク給食という。同じ市になった場合、同じ公立幼稚園という観点から見ますと、非常に格差が大きいと思われまして、入園料、保育料の統一ということも結構でございますが、他の内容のサービス、この辺りも統一を図っていかねばならない問題かと思っております。また、統一が図れないのであれば、敢えて保育料が違ってよろしいのではないかとと思っておりますが、そのあたりに関しまして、ご質問と申しますか、お話を伺いたしたいんですが。

○小川会長 このことについて、他にご意見ございませんでしょうか。

事務局の方からありますか。

管理部会長。

○松本管理部会長 ご質問の給食と送迎バスの関係でございますが、いずれにしても、合併をしますと公立の幼稚園ということになりまして、その辺のところは、公立保育園のあり方の中で当然検討すべき事項というふうに考えております。

以上、お答えしました。

○小川会長 永井委員さん、どうぞ。

○永井（充）委員 現在、相模湖町にございます公立幼稚園には送迎バスはございません。現在も、送迎という問題、かなり大きな問題になっていると思っております。是非その辺もご検討していただきまして、今後の参考にしていただければと思っております。今現在、親の方が送迎されている訳ですよ。こういった地理的状況にありまして、皆様、自家用車で送ったり迎えに行ったりしている現状がございます。是非送迎バスという形も今後検討していただければと思っております。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

では、小林副会長。

○小林副会長 度々発言して申し訳ございません。演説するつもりは毛頭ありませんけれども、町民の関心事ですので、ここはきちんと事務局に聞かなければいけないということがあります。

先程、いずれ統合しなければいけないという発言がありました。そのことが、「合併後3年間で中学校給食のあり方を検討する」ということが、どうしても続かざるを得ないところ

だろうと思います。そこで、「現行のまま新市に引き継ぐ」ということの対象は、どこが対象になっているかといったら、例えば、城山でいえば、城山の小学校、中学校の給食のことを言っているんですね。それは引き継がれることは何ら問題ないです。相模原市においても中学校の給食のあり方についていろいろ検討されることは認めます。ですけれども、もし、それは一般論として、どこの町でもあり方について検討しているのは事実ですね。ですから、特段、「現行のまま新市に引き継ぐ」だけで悪い訳は何もないと思うんですが、再度確認したいと思いますし、もし「合併後3年間で中学校給食のあり方を検討する」という文言があれば、決して、前向きな姿勢なんていう方向での解釈をするということができるとかどうか。「前向きです」という言葉を言えるのかどうかですね。

私は、これは色々な委員の皆さんの見解は分かれるところだと思いますが、当然、8月の7、8で、土日で、城山町は地域で任意協議会の報告、説明会をやります。その中で必ずこれが議論になるだろうと思うんです。この57ページの管理部会のことが質問されると思います、父兄の方からですね。ですから、ここはきちんと回答をいただかないと、少なくとも主催者側としては大変困るところがあるんですよね。その辺、よろしくお願いします。

○小川会長 矢越委員。

○矢越委員 先程からお聞きしておりますと、これは「合併協議会」という名前の協議会でございまして、すみません、小林副会長におかれましては、言われていることはわかるんですけれども、対事務局とばかりになっておりまして、本来であれば、ここの50人で議論しなければならないものを、何だかんだ言って、必ず事務局、事務局となってきてしまうところはいかなるものかなと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○小林副会長 では、私に対する質問ですから、これは私が答えなければいけないので。私が数多くやっていることは事実ですが、城山町では現在、中学校の給食をやっているんですね。そこの運命について、きちんと時間を掛けて、大変しつこいようで、くどいようで、しかも女々しいようで申し訳ないんですけれども、委員の皆さんが、もし、この任意協議会の場でAランクに上げて協議していただくんだったら、ここの場でやる必要は私はないと思う、次回やればいわけですから。そこをもし、会長さん、その辺の結論を出していただければと思います。

○小川会長 ただいまの意見に対して、何かお考えありますか。

小野委員さん、お願いします。

○小野委員 城山の小野でございます。

議長、あえてお聞きしたいと思います。今日は第4回目です。よろしいわけですね。小川会長、今日の協議会は第4回です。よろしいわけですね。第4回が頭ではない訳ですね。その前に1回目があり、2回目があり、3回目がありということでございます。是非正副会長さんにおかれましては、協議会でございますので、運営の仕方をきちんとやっていただきたいなど、そのことを申し上げて私の意見とします。

○小川会長 いかがでございましょう。この問題の扱いの方法ですが、まず、いわゆるBとしての協議をこれからも続けることは可能ということでもある。それから、いや、Aとしてやるべきだと。この2つに絞るべきかなと、こんな思いがしますが、いかがですか、その区分けの仕方については。

まず、Bでということになりますと、いわゆる差し戻して、再度この調整をしていただく、こういうことになろうかと思えますし、Aですと、小林副会長さんが仰るように、例えば、次回ということになろうと思うんですが、このことについてひとつご意見をいただきたいんですが。

では、栄委員さん。

○栄委員 先程も申しましたけれども、これは報告事項として出ております。といっても、これで終わる訳ではない訳ですけれども。今回の、若干、小林副会長、個人的に言うつもりはないですが、別に、今日、住民投票をやる訳ではないですね。これから町民の皆さんに説明をして、こういう現状もあると。それで私はいいいと思います。城山は4万8,000円だよ、相模原は1万2,000円だよ、町民の皆さん、どうですかと問えばいいではないですか。私はそう思います。そのほかにも、相模原の制度として優れたものもこういうものがありますよという説明をいただいたわけですから、それを町民の皆さんにそのまま説明をして、判断をするのは町民であって、小林副会長ではないと、私はそういうふう考えております。そのための会合をやっているというふうに認識しております。この協議会の中で、報告事項の中で、全体を含めますけれども、こういう状況になっていますよということを、そのまま、ありのまま町民の皆さんに報告して、判断をするのは町民に任せるというふうに私は考えておりますので、別にこのままで、特段Aランクに上げる必要はないというふうに思っております。

○小川会長 関連してございませんか。今の・・・

では、どうぞ。

○向山委員 津久井の向山ですけれども、際限なく時間というのはあり得ないと思うんですけ

れども。それで、前日も発言させていただいたんですけれども、ある程度議論が深まり、交錯し合ってきたならば、一定のこの協議会としての方向性なり意思というふうなもので判断をしていくのも必要なのかなというふうに思いますので、どうか、今、対立されているような議論を、どちらかの判断で進んでいってほしいなというふうに思いますけれども、よろしくをお願いします。

○小川会長 なかなか難しいお話ですが、いかがでございましょう。先程の答弁等を私、お聞きをしながら、ここにあります給食もそうでございますし、とりわけ幼稚園に関連しまして1と2がありますが、この入園の補助金、奨励金、あるいはその他の保育料を統一するものがありますが、この、いわゆる子育てに対していろいろな条件がございますね。それらをよくまとめていただいて、トータルで、子供を取り巻くトータルで、もちろんバスやなんかもあると思いますね。そういった資料を今一度提出し直していただくということで判断をしていくということをやっと今考えてみたんですが、いかがでございましょうか。こちらへの報告を今一度していただくということになりますかね。

はい、どうぞ、大神田さん。

○大神田委員 相模湖町の大神田です。

今、色々中学の給食の問題、公立の幼稚園の問題、これを踏まえて城山町の副会長さんからの意見が出された中で議論をされていると思いますけれども、他の副会長さん、相模湖町、津久井町さんの副会長さんのご意見もお聞きしたいと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

○小川会長 わかりました。

すみません、いかがですか。

どうぞ。

○溝口副会長 副会長の溝口でございます。

城山の町長から、縷々ご意見、また要請があった訳でございます。ごもっともなご意見であらうというふうにも思っております。しかし、やはり副会長としてももう少し自分で調整等も必要だろうというふうに思っております。やはり今の問題は、また専門部会等でももう少し協議をしていただき、次の段階に出していただければというふうに思っております。私のご意見です。

○小川会長 天野副会長さん、いかがですか。ご発言があれば。

○天野副会長 これは、我々はこの案件で提案をしよう、というふうなことで、意見は

色々ありました。それは、当然、4人集まれば意見があるのは当然であります。やはり会長の責任の元に、これは提案しようということに賛成をした一人でありますから、この協議の結果、50名の方々の色々な意見があります。しかし、それを一つにすることは難しいと思いますけれども、その結果については責任を取るのが町長の仕事だと思っていますから、私はきちんと、津久井の町長としてこの協議の結果については責任を持っていきたいと、このように思っています。

○小川会長 さて、ここで・・・

○小林副会長 私も一言いいですか。

○小川会長 もういいでしょう。

はい。

○小嶋（重）委員 ビジョン検討委員会の方から出させてもらっております、津久井町の小嶋です。

今までの色々な論議の経過をずっとお聞きしておりますけれども、やはりビジョン検討委員会の中でも、子育ての問題は、非常に皆が関心を持って、一生懸命やってきた問題です。しかしながら、いきなりここでもってBランクをAランクというようなことは、今までの経過から考えて、ちょっと考えにくいなというふうに思います。それで、先程会長さんがちょっと提案のような形で仰られましたように、この管理部会のことについてはもう一度検討していただいて、改めて、次回、報告してもらったらどうかなというふうに、この部分だけについて。そのように思います。私の考えです。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

ただいまのお話のように、一旦幹事会にお返しをして、幹事会では更に調整、話し合いをしていただいて、その結果、この入園奨励金、あるいはこの入園料、保育料の統一ということだけでなく、いわゆる子育てに関する色々なデータも併せ、総合的な判断ができるように再度報告をしていただくということでまとめたいと思いますが、いかがでございましょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 特に異議がないようでございますので、左様決しました。

そうしますと、「報告第16号 各種事務事業の取扱い、その1」につきましては、左様決させていただきました。

次は、「報告第17号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について

て」、まちづくりの将来ビジョン検討委員会、矢越委員長より報告をお願いいたします。

〔「Cランク」と呼ぶ者あり〕

○小川会長 ああ、Cランクがあった。すみません、ごめんなさい。いや、失礼をいたしました。では、Cランクについて、ひとつ説明をしてください。

○片野事務局次長 それでは、各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1のうち、Cランクについてご説明をいたします。

合併協議会資料の58ページをお開きいただきたいと存じます。

調整方針一覧、Cランクのうち、主な事務事業につきましてご報告をいたします。

最初に、企画部会所管のCランクの事務事業につきましては、58ページから60ページまでの44事業でございます。

主な事務事業の調整方針でございます。

番号3の市町村合併を除く広域行政に関する事務についてでございます。

併せまして、事務事業一元化調書、別冊2、厚い方でございますが、こちらの4ページを併せてお開きいただきたいと存じます。

調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、藤野町及び八王子市との交流については、同市町の意向確認を踏まえ新市に引き継ぐものとしたすものでございます。これは、現在、相模湖町におきまして、隣接をいたします藤野町と八王子市と、施設の相互利用など独自の交流がなされておりますので、両市町の意向を踏まえまして、新市においても継続して交流をしていくとの考えでございます。

それから、番号6の相模原市民活動サポートセンター管理運営事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、7ページとなります。

本事業につきましては、相模原市のみの実施事業でございます。調整方針といたしましては、現行のまま存続する。ただし、活動の場の設置につきましては、合併後新市において検討するものとしたすものでございます。現在、相模原市のけやき会館の中にごございますサポートセンターが引き続き情報収集、発信の中心となりますが、津久井地域におきましても、住民の方たちの自主的、あるいは非営利の社会貢献活動の場が必要と考えますので、その設置につきまして新市において検討するものとしたしております。

次に、番号9の国土利用計画法に関する事務と、10の県土地利用調整条例に関する事務についてでございます。

事務事業一元化調書の10ページ及び11ページをご覧いただきたいと存じます。

調整方針といたしましては、いずれも現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。これは、相模原市及び城山町の全地域が一つの都市計画区域として線引きを定めているのに対して、津久井町及び相模湖町の地域が、いわゆる非線引きの都市計画区域又は都市計画区域外となっており、法及び条例上、取扱いが異なっておりますことから、それぞれの事業は統合せず、現行のまま新市に引き継ぐこととなります。

合併協議会資料の59ページをご覧くださいと存じます。

番号29の地域情報化事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、30ページとなります。

地域情報化事業の調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、施設予約システムについては、合併後速やかに相模原市の制度を適用することといたすものでございます。現在、相模原市におきましては、相模原ネットワークシステムによりまして公共施設予約サービスを行っておりますが、合併と同時に3町の施設の予約サービス等は行わず、合併後に3町の施設の現状等に応じまして検討を進めるものとしたすものでございます。

次に、番号34の文化行政推進事業についてでございます。

事務事業一元化調書は36ページとなります。

文化行政推進事業の調整方針といたしましては、地域の文化は大切にしていくという観点から、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、統合に当たっては、地域性を十分に尊重するものとしたすものでございます。

特に、津久井町におきましては、様々な文化事業が現在行われておりますが、原則として新市に引き継いでいく方向で調整をしていくものでございます。

次に、番号36の文化施設管理運営事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、39ページをお開きいただきたいと存じます。

本年度、城山町におきまして、文化交流施設の建設可能性調査が行われることになっております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、施設の新設計画については、合併後も引き続き検討するものとしたすものでございます。

次に、合併協議会資料の60ページをご覧くださいと存じます。

番号37の国際交流事業についてでございます。

事務事業一元化調書の41ページをお開きいただきたいと存じます。

現在、相模原市におきましてはカナダのトロント市と、津久井町におきましては、同じく

カナダのトレイル市と友好都市の締結をいたしております。したがいまして、調整方針といましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、トレイル市との交流については、トレイル市の意向を確認し、新市に引き継ぐものとするものでございます。

企画部会のところで一旦切らせていただきます。

○小川会長 ただいま、企画部会の説明がありました。

何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

はい、栄委員かな。どうぞ。

○栄委員 すみません、では先にやらせていただきます。

企画部会の中の36番の文化施設管理運営事業に関してなんですけれども、只今説明いただきましたけれども、一元化調書の39ページですね。城山町の中に、下の方に目的、その下に内容がありまして、その2行目に、町民要望の高いホールを備えた文化施設の整備についてということで、現状の財政状況を踏まえ、既存施設、用地、規模など様々な面を検証し、実現化方策を見出すということが書かれてあります。これは非常に有り難いなというふうに感じております。

このことに関して、これは問題ないんですが、ちょっとこの部分に、今やっている部分には該当しないかもしれませんが、城山町の町民の皆さんの要望の高いものに、この文化センターと、もう一つ、図書館があるんですね。これが10年間、なかなかできなかったという現状があるんですが、これも一緒に、この時に、この既存施設、用地、規模など、「既存施設」という文章がありますけれども、これを利用して、是非一緒に何とか整備していただけないかという気持ちを持っておりますけれども、そういう可能性ですね、併せてご説明いただければと思うんですけれども。

○小川会長 企画部会長。

○宮崎企画部会長 文化施設管理運営事業の、これは具体的には文化施設ですので、図書館という問題とちょっと違うと思いますが、図書館は相模原市に3館、橋本、淵野辺、それから相模大野。それから分館が相武台に1館あります。あと、相模原市では、公民館が20館、図書室を持っています。1つの図書室が1万冊ぐらい。こういった形で図書もネットワークを整備しておりまして、城山町さん、津久井町さん等とも住民の図書の相互利用は進められておりますが、今後、城山町さん、津久井町さんと合併が進んだ場合、こういった図書機能、図書文化といえますか、そういうものの充実は、資金の許す限りでは十分考えていかなければいけないというふうに考えております。

そういう意味もありまして、ただし書きで、施設の新設計画については、合併後も合併前の事情も十分考慮した中で検討していきますよというふうな表現になっております。

以上でございます。

○小川会長 栄委員さん。

○栄委員 再度、確認ですけれども、役場庁舎、現状のですね。これが機能として縮小されると思うんですけれども、余った部分が出てくると思うんですが、そういったものを利用して、文化ホールは当然ですけれども、それと併せて、こういう図書館でなくても結構です。図書室でもいいと思うんですが、現状のものよりは内容の充実したものをつくっていただきたいというふうに思っております。これは、答えは結構です。

もう1点、続けてよろしいでしょうか。

○小川会長 どうぞ。

○栄委員 教育関係でございますけれども、これの……。すみません、今まだいっていなかったですね。失礼しました。後ほどやらせていただきます。

○小川会長 他にございませんか、企画部会。

はい、どうぞ。

○山口委員 3町より出ております、山口と申します。

企画部会の中の6番項、相模原市民活動サポートセンター管理運営事業の件でちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、この津久井地域での活動の場の設置ということでございますけれども、この相模原の市民活動サポートセンターをこういった津久井地域につくっていただいて、津久井地域のNPOや地域の諸団体等の支援をしていただけるものと私は解釈をしておるんですけれども、いかがでしょうか。

○小川会長 はい、パートナーシップ……

○渋谷企画部会副部長 先程ご説明いたしましたように、相模原市に一つ、けやき会館というところがありまして、その中に設置されています。こういう市民活動といいますのは割と身近なところで行いますので、津久井方面の方から相模原市に来て市民活動をやるというのはなかなか場所としてどうなのかということで、ここに文章に書いてあるとおりなんですが、津久井地域への活動の場の設置を合併後新市において検討するということですので、今のところこれ以上のことは決まっていらないんですが、今お話がありましたように、活動の場の設置を検討しようということでございます。

○小川会長 よろしいですか。

他にございませんか。

ございませんようでしたら、企画部会はこれをもって終了させていただきまして、市民部会長、報告を願います。失礼、事務局次長。すみません。

○片野事務局次長 それでは、続きまして、市民部会所管のCランクの事業につきましてご説明をさせていただきます。

合併協議会資料の60ページから63ページまでの55事業が市民部会所管のCランクの事業でございます。

主な事務事業の調整方針についてでございます。

番号8の広場設置費補助事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、59ページをお開きいただきたいと思います。

広場設置費補助事業につきましては、城山町及び津久井町におきまして、自治会等が整備する広場や児童遊園を対象とする助成制度がございます。調整方針といたしましては、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとするものといたすものでございます。

次に、合併協議会資料の61ページをご覧いただきたいと思います。

番号9の市民相談、10の法律相談、11の特設相談の各種相談事業についてでございます。

事務事業一元化調書の60ページから63ページをご覧いただきたいと思います。

相模原市と3町とにおきましては相談の種類や実施回数等に違いがございますが、調整方針といたしましては、合併時においては現行どおりとし、今後の相談需要の測定等により、3年を目途に見直しを行うことといたすものでございます。

合併協議会資料の62ページをご覧いただきたいと思います。

番号28の自動車臨時運行許可についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、80ページでございます。

自動車臨時運行許可の津久井地域の窓口を、津久井町におきまして一括して取扱っておりますので、調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐことといたすものでございます。

次に、合併協議会資料の63ページをご覧いただきたいと思います。

番号48の交通指導隊事業についてでございます。

事務事業一元化調書の100ページをお開きいただきたいと思います。

3町に設置されております交通指導隊制度につきましては、相模原市におきましてはボラ

ンティアで対応しておりまして、調整方針といたしましては、合併後3年以内に廃止の方向で調整することといたすものでございます。ただし、当制度が交通安全に果たしてきた役割、またその歴史等から直ちに廃止することは困難であるため、合併後3年間で交通安全協会の交通安全指導員制度に移行するものといたすものでございます。

以上が、市民部会所管のCランクの事務事業のご説明でございます。

以上でございます。

○小川会長 以上で、市民部会についての説明が終わりました。

ご意見等ございましたら、ご発言願います。

ございませんようですので、次に移らせていただきます。

都市部会の報告を願います。

次長。

○片野事務局次長 続きまして、都市部会所管のCランクの事務事業につきまして、ご説明をいたします。

合併協議会資料、64ページから66ページまでの37事業でございます。

主な事務事業の調整方針について、ご説明をいたします。

64ページの番号1、都市計画審議会経費から番号7、生産緑地地区内の建築行為等の許可までの7事業が、都市計画に関するものでございます。

このうち、番号7の生産緑地地区内の建築行為等の許可についてでございます。

事務事業一元化調書の115ページをお開きいただきたいと思います。

生産緑地地区につきましては、現在、相模原市におきまして、市街化区域内農地を対象に追加指定の受付をしているもので、合併後は、区域区分が定められている城山町が新たに対象地域となりますので、調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぎ、検討することといたすものでございます。

次に、合併協議会資料の方でございますが、番号8から、67ページの番号11までの4事業につきましては、都市交通に関するものでございます。

このうち、番号9の新しい交通システム検討事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、118ページでございます。

新しい交通システム検討事業につきましては、上位計画でございます新総合計画や総合交通計画との整合を図りながら策定することといたすものでございます。

次に、番号12から番号15までの4事業につきましては、都市計画法に基づく開発行為

や建築行為等の制限の許可、公共施設管理者の同意、証明書の交付等に関する事務事業でございまして、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号16から、65ページの番号28までの13事業につきましては市街地整備に関するものでございまして、このうち番号22の土地区画整理事業につきましては、合併後の新規事業は相模原市の制度に統合することとし、現在実施中の事業につきましては、事業計画の中に補助金等の財源が計上されておりますことから、そのまま新市に引き継ぐことを調整方針とするものでございます。

次に、番号29から、66ページの番号37までの9事業につきましては駐車場対策に関する事業でございまして、このうち相模原市のみで実施している事業が、民間自動車駐車場整備促進事業など5事業、市町でともに実施している事業が、自転車駐車場管理運営事業など2事業ございまして、いずれも合併時に相模原市の制度に統合することを調整方針とするものでございます。

なお、番号36、路外駐車場の設置等の届出につきましては、駐車情報に基づきまして1市3町で既に実施されているものでございまして、現行のまま新市に引き継ぐことを調整方針とするものでございます。

以上が、都市部会所管のCランクの事務事業についてのご説明でございます。

○小川会長 以上で、都市部会についての説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、ご発言願います。

ないようでございますので、続いて、土木部会の報告に移ります。

次長。

○片野事務局次長 続きまして、土木部会所管のCランクの事務事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

合併協議会資料の66ページをご覧いただきたいと存じます。

土木部会所管のCランクの事務事業につきましては、66ページから69ページまでの56事業でございます。

主な事務事業の調整方針についてでございます。

番号2、道路交通量調査委託についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、148ページをお開きいただきたいと存じます。

道路交通量調査委託につきましては、交通対策や道路の計画・整備のための基礎資料とす

るため、相模原市において5年ごとに行っているもので、次回は平成21年度に予定をいたしておりますため、3町の必要箇所を検討し、5年後に相模原市の制度に統合して実施することを調整方針とするものでございます。

次に、合併協議会資料の67ページをご覧いただきたいと存じます。

番号16、道路境界整備事業についてでございます。

事務事業一元化調書の162ページをお開きいただきたいと存じます。

道路境界整備事業につきましては、新たに改良された道路等の境界を確定し、道路台帳調書及び図面の補正を行うもので、1市3町において道路台帳調書が異なるため、調整方針といたしましては、5年間で段階的に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号18、道路境界確定事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、164ページとなります。

道路境界確定事業につきましては、申請に基づき道路境界の確定を行うもので、相模湖町におきましては測量費等の費用が申請者負担となっているため、調整方針といたしましては、5年間で段階的に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号26の道路台帳の整備、保管及び閲覧についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、172ページとなります。

本事業は、道路境界整備事業及び道路境界確定事業等で得られた成果で補正をされた道路台帳調書及び図面の整備、保管並びに閲覧の業務を行うもので、相模原市だけがタッチパネルにより閲覧できるなど、1市3町におきまして閲覧方法が異なることや、コピー代に相違がございますため、調整方針といたしましては、5年間で段階的に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

合併協議会資料の68ページをご覧いただきたいと存じます。

番号37、道路点検パトロール経費についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、183ページとなります。

道路点検パトロール経費につきましては、道路の維持補修のため市町内一円の道路点検パトロールを行うもので、相模原市におきましては嘱託職員が、城山町、津久井町、相模湖町におきましては職員が行うなど、1市3町におきまして取扱いが異なりますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号38、道路維持補修事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、184ページとなります。

道路維持補修事業につきましては、安全で快適な道路を保持するために、道路の維持補修工事、清掃等を行うもので、津久井町におきましては、道路補修を行う自治会に対し原材料の提供、報償費の支払いを行うなど、1市3町におきまして取扱いが異なっておりますが、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号39、街路樹維持管理事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、185ページとなります。

街路樹維持管理事業につきましては、道路の安全、美化を保持するために街路樹の維持管理を行うもので、相模原市、城山町におきましては委託で、津久井町、相模湖町におきましては職員が行うなど、1市3町におきまして取扱いが異なっております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号42の狭あい道路拡幅整備事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、188ページとなります。

狭あい道路拡幅整備事業につきましては、狭あい道路の解消を図るため、建築確認申請時に道路後退用地の寄附等により拡幅整備を行うもので、道路後退用地の取扱いにつきましては、相模原市、津久井町、相模湖町におきましては寄附、城山町におきましては買い取りで行っておりますが、過去における城山町以外の1市2町の取扱いの経緯を尊重し、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

以上が、土木部会所管のCランクの事務事業についてのご説明でございます。

○小川会長 土木部会について説明がございました。

ご意見等ございましたら、ご質問等ございましたら、ご発言を願います。

ございませんようですので、土木部会につきましては終了いたします。

続きまして、管理部会について報告を願います。

事務局次長。

○片野事務局次長 続きまして、管理部会所管のCランクの事務事業につきまして、ご説明をいたします。

合併協議会資料の69ページをご覧いただきたいと存じます。

管理部会所管のCランクの事務事業につきましては、69ページから71ページの44事業でございます。

主な事務事業の調整方針についてでございます。

番号1の教育委員会運営事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、203ページとなります。

教育委員会につきましては、合併の方式が編入合併となりますことから、3町の教育委員は全員失職することとなります。

合併協議会資料の70ページをご覧いただきたいと存じます。

番号14の学童及び生徒の通学安全事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、216ページとなります。

学童及び生徒の通学安全事業につきましては、通学時における児童生徒の安全確保を図るもので、安全指導員の配置や防犯ブザーの貸与などがございます。事務事業の一元化に向けた課題といたしましては、城山町の児童生徒バス定期代補助及び児童帰宅時の公用車配備の取扱いがございます。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することとし、城山町の制度につきましては、県道整備終了までの暫定措置といたしまして、現行のまま新市に引き継ぐことといたすものでございます。

次に、番号15の小・中学校維持管理補修費、16の小・中学校運営費、17の小・中学校教材等整備事業、18の小・中学校教科書等購入費についてでございますが、小・中学校の運営内容につきましては、1市3町間に大きな相違はございません。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号25の学校規模の適正化についてでございます。

学校の設置状況は、地理的条件や歴史的経緯等によりまして1市3町に相違があることを踏まえまして、調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐことといたすものでございます。

合併協議会資料の71ページをご覧いただきたいと存じます。

番号31の学校医等報酬についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、241ページとなります。

事務事業の一元化に向けた課題といたしましては、相模原市と3町間では学校医の配置状況や報酬額、支払基準の相違がございます。具体的には、相模原市では内科、耳鼻科、眼科の3名を学校医として配置いたしておりますが、3町は1名の配置となっております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、番号39の小・中学校維持管理補修事業、41の小・中学校屋内運動場改修事業、

4 2 の小・中学校校舎耐震補強事業及び 4 3 の小・中学校校舎等整備事業についてでございますが、小・中学校の校舎等の維持管理、整備状況につきましては、1 市 3 町間で目的や内容に大きな相違はございません。調整方針といたしましては、整備、改修の内容を合併時に相模原市の制度・方法に統合することといたすものでございます。

以上が、管理部会所管の C ランクの事務事業の調整方針の内容でございます。

○小川会長 管理部会についての説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、ご発言願います。

はい、どうぞ、栄委員。

○栄委員 では、1 点だけ質問させていただきます。

7 0 ページですね、管理部会の中の 2 4 番の通学区域に関してなんですけれども、一元化調書では 2 3 4 ページになります。確認なんです、例えば、城山の山野という地域は相模原市の大島の大島団地のすぐそばになりますけれども、こういう隣接する地域の学校の通学の区域を、いわゆる山野の地域から大島にあります内出中学校へは、もうほんの目の先なんです。そういう部分がございます。そういったところが城山と津久井、あるいは津久井と相模湖とか、そういうところでもあろうかと思うんですが、そういうところの通学区域の変更というのはどうなのか、可能性ですね。その辺の説明をお願いいたします。

○小川会長 管理部会長ですか。どうぞ。

○松本管理部会長 7 0 ページの通学区域につきましては、調整方針といたしまして、現行のまま新市に引き継ぐということでございます。通学区域というのは、それぞれの市町で人口の増加、もしくは減少、こういう中で、それぞれ今までも歴史的経過の中で対応されてきたのかというふうに思います。その下に 2 5 で学校規模の適正化、これも現行のまま新市で引き継ぐという基本の方針でございますが、いずれにしても、今お話し申し上げたとおり、それぞれの町市に通学区域、あるいは通学区域についてはそういう変遷がございまして、新市に引き継ぐときには現行のままということでございますが、これが遠い将来までずっとそうかといいますと、やはりそれぞれ、また人口等の増減が出てくる、あるいは児童生徒の増減が出てくるというふうに考えられます。そのときには、本市で行っている、いわゆる通学区域の見直し、また城山町さん、あるいは津久井町さん、相模湖町さんで行っている通学区域の見直し、そういうことも将来は必要になってくるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○小川会長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

ございませんようですので、管理部会については終了をいたします。

続きまして、学校教育部会の説明を、次長、お願いいたします。あわせて、監査委員部会、そして会計部会もご報告をお願いします。

○片野事務局次長 合併協議会資料の72ページをご覧いただきたいと存じます。

以降、学校教育部会、それから74ページ、監査委員部会、75ページ、会計部会につきまして、まとめた形でご説明をさせていただきます。

72ページでございますが、学校教育部会所管のCランクの事務事業につきましては、72ページから74ページの45事業となっております。なお、すべてCランクの事業でございます。

主な事務事業の調整方針についてでございます。

初めに、番号11の地域教育力活用事業についてでございます。

事務事業一元化調書の266ページをお開きいただきたいと存じます。

地域教育力活用事業につきましては、地域に在住する知識、経験の豊かな方々を指導協力者として依頼し、教育活動の創意工夫並びに学習活動、実技指導の充実を図り、地域と学校の連携を深める事業でございます。協力者への対応につきましては、報償費、図書券交付、あるいは無償ボランティアとなっており、対応が異なっているという課題がございます。また、これまでの地域の人材との連携といった実績などを勘案する中で、調整方針といたしましては、3年以内に相模原市の制度に統合することといたすものでございます。

次に、合併協議会資料の73ページをご覧いただきたいと存じます。

番号14の国際交流教育支援事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、269ページとなります。

児童生徒が諸外国の文化を理解し、国際的視野に立って行動できるよう、諸外国の児童生徒との交流を通じて国際交流を推進する事業でございますが、津久井町が実施しているカナダ・トレール市との交流、また城山町が実施しているアメリカンスクールとの交流につきましては、相手方の意向を確認し、新市に引き継ぐものとするものでございます。したがって、新市に引き継ぐことを調整方針といたしました。

なお、国際交流支援事業につきましては、企画部会におきましても同様な事業がございますので、調整方針、区分、協議ランクの整合性を図っております。

次に、番号17のさがみ風っ子文化祭事業についてでございます。

事務事業一元化調書につきましては、272ページとなります。

さがみ風っ子文化祭事業につきましては、児童生徒の日ごろの学習活動を発表することにより、表現力、想像力を育成し、児童生徒間の相互観賞及び市民との交流を図ることを目的とした相模原市が行っている事業でございます。今年度、26回目を迎える事業でございます。各市町におきましても、英語発表大会、音楽会等、同様の事業を行っているところでございますが、調整方針につきましては、3年以内に相模原市の制度に統合する。ただし、城山町で行っている八木重吉文学賞は、地域独自の事業であり、現行のまま引き継ぐことも検討することといたすものでございます。

続きまして、監査委員部会所管の各種事務事業の取扱いに関する調整方針についてでございます。

合併協議会資料の74ページの下段をご覧くださいと存じます。

監査委員部会の事務事業につきましては、74ページから75ページの12事業となっておりますが、すべて、合併時に相模原市の制度に統合することを調整方針とするものでございます。

続きまして、会計部会所管の各種事務事業の取扱いについての調整方針につきまして、ご報告をさせていただきます。

合併協議会資料の75ページの中段をご覧くださいと存じます。

会計部会の事務事業につきましては、4事業となっております。

番号1の収入事務、2の支出事務、3の指定金融機関につきましては、合併時に相模原市の制度に統合することを調整方針とするものでございます。

また、番号4の公共料金支払基金の運用管理につきましては、3町におきましては公共料金の支払基金がございませんことから、相模原市の制度を適用することを調整方針とするものでございます。

以上が、報告第16号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1についてのご説明でございます。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 ただいま、学校教育部会、監査委員部会、会計部会についての説明がございました。

ご質問等ございましたら、ご発言願います。

はい、どうぞ。

○小林副会長 すみません。それでは、演説ではありませんので、71ページの番号30です

ね。給食センター施設管理運営事業の項目で、3年以内に相模原市の制度に統合するという
ことで、資料が240ページということで、これは、課題を見ますと、相模原市さん等はも
う民間委託をされていることになっておりますが、城山は直営等がありますので。配送業務
がもう民間委託していることは、城山の場合、そうですけれども。

そうしますと、職員の方の身分的な問題で、3年以内にこれは解雇というわけにいきませ
んのので、配置替えとか、そういったものが当然必要になってきますが、この辺についてかな
り、3年以内という、もう限定ですよ。期間限定ということになりますと、城山町だと、
これはどうにかしなければいけないことになるんですけれども、かなりいろいろ検討しなけ
ればいけないことが出てくるかと思いますが、相模原市さんの場合は、民間委託される場合
の職員の皆さんの配置とか、そういったことは具体的にどういう形でされていったのか、参
考までにお聞きしたいなと思うんですが。

○小川会長 誰かな。

〔「先ほど管理部会はもう済んでおりますから」と呼ぶ者あり〕

○小林副会長 ああ、そうですか。

○小川会長 そうですね。済んでいるんでしょう。どうも、私も・・・

○小林副会長 どうも失礼しました。では、訂正します。

○小川会長 すみません。いや、私も、だから、今どこかなと。

他にございませんか。

ございませんようでしたら、この只今報告のありました、学校教育部会、監査委員部会、
そして会計部会の報告をご承認いただくということでございまして、以上で、「報告第16
号 各種事務事業の取扱い（B・Cランク）その1」については、Bランクの管理部会、
57ページでございしますが、先程の幼稚園に関するもので、あるいは学校給食に関するもの。
1つ、幼稚園就園奨励補助金、2、公立幼稚園、それから3、学校給食事業、この3つの事
業を除いてご承認をいただいたものといたします。

続きまして、「報告第17号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況に
ついて」、まちづくりの将来ビジョン検討委員会、矢越委員長から報告をお願いいたします。

□報告第17号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について

○矢越委員長 ありがとうございます。

それでは、報告第17号の、この別紙の小冊子をご覧いただきたいと思います。「まちづ

くりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について」というタイトルでございます。

まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について、次のとおり報告する。

平成16年8月4日提出となっております。

お聞きいただきまして、2ページなんでございますけれども、1番、(1)番項の検討委員会の開催状況でございます。第1回目から第4回目までは前回までの合併協議会の席上でご報告を申し上げているところですが、結果として、数点、報告しておきたい事項がございますので、併せてご報告させていただきたいと思っております。

第1回目の4月30日の検討委員会でございますけれども、第2回に、地域資源、課題についての意見を集約するという事で、自分の住んでいる市町の住みよいところ、住みにくいところという意見の抽出を行いました。結果、796件の意見が出されたところであります。

第2回目の検討委員会の中では、地域資源、課題という問題を議論させていただきまして、112件の意見として集約をしております。

第3回には、津久井地域のタウンウォッチングということで、ここに書いてあるようなところを視察したところでございますけれども、見た中で、また地域資源、課題に関する意見というものを抽出いたしまして、合計93件の意見が出たところでございます。

そして、第4回目の6月23日でありますけれども、こちらは相模原市内のタウンウォッチングということで、これもまた意見を出してくれということで、74件の意見が出ております。

そこまでは前回もご報告させていただいたんですけれども、第5回目の検討委員会、7月12日でありますけれども、これは、前段、都市内分権についての牛山先生の講演をいただきまして、まちづくりの柱、3ページ以降のものなんですけれども、こちらを検討したところであります。そして、その分野というのは、交通に関するもの、子育て支援・教育に関するもの、産業に関するもの、文化・生活に関するもの、治安・医療福祉に関するもの、自然に関するもの、市民参加に関するもの、行財政に関するものと8分野で検討いたしまして、これを198件に整理させていただきました。

そして、7月31日、第6回目でございますけれども、8分野に分けた、その分野別のものを5つのグループに再編成いたしまして、5本のまちづくりの柱、目標を検討しまして、さらに新市の将来像を検討した結果、次の3ページのようになっております。

新市の将来像でありますけれども、本当は1件に絞ればよかったんですけれども、議論

をなす上で、まだ狭めきれないといえますか、絞りきれないということで、この4件が今のところ出ております。「人・まち・自然がやさしく調和する 新市名」、「森が育む水の力 水が育てるまちの力 まちにいきづく人の力 人がつくる環境交流新都市 新市名」、「人と自然が共生し 活力と愛があふれる人間都市 新市名」、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 新市名」、この4本であります。ただ、この4本のいずれか1個に決まるといってしまっても、文言が多少変わることもございます。また、この後に、文章として補足の説明、この将来像というのはどういうものを言っているのかという説明文がつく予定でございます。

そして、これを支えるまちづくりの柱（目標）といたしまして、5本の柱がございます。それは3ページの中央から下でございます。まちづくりの柱（目標）。

「人、自然、産業、文化・・・新しい都市の交流と発展を支える、資源を生かした質の高い交通・都市基盤づくりをめざす」、これが交通・都市基盤でございます。

都市の健全な発展と市民生活の利便性や快適性の向上には、骨格となる交通網の強化と質の高い都市基盤の整備が重要となります。

このため、国道を中心とした交通渋滞の解消及び、さがみ縦貫道路・津久井広域道路等の早期整備を図るとともに、鉄道輸送・バスネットワークの強化、新しい交通システムの導入等に取り組むことにより、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確立を目指します。また、水源地域の保全に向けた上下水道の整備やごみ不法投棄対策等を進めるとともに、情報基盤の整備や美しい景観の形成、スポーツレクリエーション機能の充実等を進め、快適で魅力ある居住環境の創造を目指します。

2番目の柱といたしまして、「自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす」。自然・環境であります。

新市の西側は、広大な森林や清流、湖など緑豊かな自然環境に恵まれた地域であり、かつ、神奈川県重要な水源地域となっております。

このため、水源涵養や保健休養等の森林の有する多面的・公益的な機能に配慮した保全方針の推進とともに、自然環境に対する意識の啓発を図ります。さらに、河川・湖の水質の向上やごみ投棄対策を推進し、水源地域の総合的な環境の向上を目指します。

また、市街地とその周辺においても、相模川や里山・谷戸などの貴重な水辺や緑が残っており、市街地での良好な緑の形成により、都市内部でも自然を感じられる潤いと風格のあるまちづくりを目指します。

3番目の柱といたしまして、「地域経済を支えるために自然環境と調和し、地域特性を活かした産業創生をめざす」。産業・観光・土地利用であります。

新市の活力ある発展とゆとりある豊かな市民生活の実現には、多様な産業の振興と計画的な土地利用の推進が重要となります。

このため、首都圏近郊で水源地を有する豊かな自然環境の立地特性を活かした工業や農林業・観光の振興とともに、市内での生活の核となる商店街・商業施設等の活性化を図り、地域経済の発展と魅力ある観光拠点の形成を目指します。また、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進め、市街地の高度利用や農林地域での適切かつ効率的な土地利用により、良好な居住環境の創造と秩序ある都市の発展を目指します。

4本目の柱といたしまして、「心の豊かさを育み、安心して活き活きとした市民生活の実現をめざす」。教育・文化、医療・福祉、安全・安心であります。

人々が安心して生き生きとした市民生活を実現するためには、心豊かな教育や質の高い医療・福祉の充実と安全なまちづくりが重要となります。

このため、学校施設・学校教育の充実や市内の自然・文化の活用による人間性豊かな教育の実現とともに、病院や福祉施設と家庭・地域とが連携した医療・福祉体制の確立により、高齢者や障害者、子供を持った家庭が安心して生活できる地域社会の形成を目指します。また、市街地での都市型災害や山間部での土砂災害等に対する防災対策や地域社会の変容に伴う防犯対策を進め、市民が安全に生活できるまちづくりを目指します。

5本目の柱といたしまして、「都市内分権を推進し、市民参画による“いきいき”とする効率的なまちづくりをめざす」。市民参画・行財政であります。

市民参画によるまちづくり、行財政改革を進めるためには、都市内分権の推進と地域自治区の設置は不可欠です。

ここで言う地域自治区というのは、先程も説明がございましたけれども、地方自治法の、いわゆる202条だか4条で設置されているものと、合併特例法で定められたものがありますけれども、今のところ、これは合併特例法で定められたものを想定しております。また、編入合併した3町に対しての区割りではなく、新しくできた市全域に対しての地域自治区の設置を希望しております。

また、市民一人ひとりが生き生きと暮らすためには、市民自らがまちづくりにかかわりを持つとともに、行政は市民の多様なニーズに的確に対応した行財政運営を推進することが重要となります。

このため、地域コミュニティの育成、期待される自治会活動の推進により、市民同士が支え助け合う地域社会を形成するとともに、行政と市民とのパートナーシップの構築、ボランティア活動の推進など、市民の声が市政に反映され、市民自らもまちづくりに参加する主体的で開かれたまちづくりを目指します。また、行政、議会においては、市民参加による抜本的な行財政改革を進め、本来的に市民にとって必要な行政サービスの充実、数値目標の行政コスト削減、情報公開の推進等を図り、市民一人ひとりが納得し得る質の高い市政運営に努めますということでございます。

次の5ページ以降は、当初作ったメニューに沿ったものが列記されておるので、参考としてご覧になっていただきたいと思います。

この他になんですけれども、このまちづくりの目標、柱につきましての分野別の方針ですとか施策の方向性というものは、今日の時点ではまだ出ておりませんが、次回ないし次々回には提出させていただきたいと、このように思っております。

ご意見等ございましたら、この協議会の意見を委員会で反映させたいと思いますので、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○小川会長 ご苦労さまでございました。

ただいま報告がございましたが、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。
では、どうぞ。

○高城委員 津久井の高城です。

この立派な将来ビジョンの内容がまとめられておりますけれども、これらについて、今まで協議会として進めてきております事務事業の内容、これのまとめがありますけれども、これとは別に、この将来ビジョン構想についても協議会として何らかの形で対応して、協議をして、具体的に合併、新しい市が生まれるときには、具体的な施策として実行すべきものは実行できるように、色々この協議会としての具体的な対応というふうなもののあり方が必要ではないかというように考えるのでありますけれども、その辺の考え方について、もしできましたらお話をいただけたらというふうに思います。なるべくビジョンに終わらせないで、具体的に実行できるものは実行できる方向で、この協議会の場でもさらに内容を深めて協議をすべきものだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小川会長 事務局、ありますか。

事務局次長。

○内田事務局次長 まちづくりの将来ビジョンは協議事項になってございますので、今日は中

間報告ということで途中経過をご報告いただいておりますが、この場でもご意見をいろいろ言っていただきまして、また次回、次々回ということで、より完成形に近づけた形を出していただきまして、皆様方に協議していただくと、こういうことになってございます。

以上です。

○小川会長 他にございませんか。

はい、天野副会長、どうぞ。

○天野副会長 副会長でありますけれども、津久井町の町長として、この将来ビジョンの委員会の皆様方に一言お願いをしたい訳であります。

今回のこの津久井地区と相模原市とのこの合併協議というのは、戦後の日本が辿ってきたある種の大きな課題を初めて解決をしようとするモデル的な事業だと私は思っています。それは何かといいますと、相模原市もそうでありますけれども、昭和55年以来、全国の山を持ち、山間部というところに、ひたすら、国を中心に各都道府県は水資源対策というものをやってまいりました。そして同時に、ご案内のとおり、石油資源とあわせて日本の経済は非常に発展をしてきた訳であります。そして、今日、全国で何が行われているかと申しますと、いわゆるその水を供給している、言うなれば市町村と、それを受け取って発展を遂げた都市部との、いわゆる上流、下流の問題は、それによってでき上がった富の配分の問題というものが非常に大きな課題になっているわけであります。そして、神奈川県という中で相模原市と津久井郡というものを見たときに、まさにそのモデルだろうというふうに思っております。

そして、どこもこれも、実は、この水資源や、あるいは森林資源を抱えている地域は、できるだけ、それによって発展を遂げた都市と何らかの形で深い関係を持ちたいというのが願望だと思う。しかし、それは地勢条件によってほとんど不可能であります。ほとんど不可能であります。しかし、幸いなことにして、神奈川県の約70%の水を供給する、その津久井という地域と、それから、神奈川県の、いわゆる昭和30年代以降、発展をした代表的な都市が、実は相模原市であります。この全く戦後の新しい状況が生み出しました、この相模原市というところと津久井郡というところが、実は全国の中で初めて上流、下流というふうな懸案問題を一つの舞台に上げて、市町村合併協議という中で新しいまちづくりはできないかというテーマに取り組んでいるのが、私はこの今日の合併協議だというふうに思っています。

ですから、この合併協議というものが成立をして、新しい都市ビジョンというものができ上がってまいりますと、全国にどこにもない、新しい都市の姿だというふうに思っております。

す。これはどこにも真似のできない、全く新しい都市の姿を今実現する協議だというふうに思っています。

そこで、私どもの――私は20年、津久井の町長をやっていますが、痛切に感じていることは、まちづくりというふうなものは、水も必要、緑も必要でありますけれども、やはり町を作り上げるための基本的な産業、財源というふうなものがなければ、水も森も守ることはできないということなんです。とかく、現在、自然環境とか水とか緑ということが非常に重要であることは、私は何の否定もしませんが、やはり一番大事なことは、どういうふうに産業を起し、発展させ、その果実をもってその緑や水を守るかということ、これが最大の課題であります。

昨日、実は、神奈川県知事が私ども市町村長を集めて、新しい政策を発表しました。私はびっくりしました。神奈川県は、産業というものを再構築し、きちんと産業立地をした県土づくりをするんだということを発表しました。それは何かと申しますと、神奈川県は、産業立地、工業発展、そういうものを殆ど無視して今まで――無視してというか、重点施策にせずに来てきたので、近郊の全国の県からどんどんどんどん企業を奪われてしまった。そのために神奈川県は、全国有数のこの工業力と経済力を持っていたんだけど、最早、今はそういうふうなところから滑り落ちてしまった。つまり、きちんと神奈川県を支える、そういった産業立地がされない限り、今後の神奈川県の発展はあり得ないということを発表されました。

私は、そういう面で、津久井や相模湖や藤野町は、基本的な町を作り上げるだけの産業立地というものを神奈川県から許されなかった。それがこの50年の歴史であります。ですから、是非お願いしたいことは、やはり産業立地というふうなもの、産業というものをきちんとベースに据えて、それから生まれてくる付加価値で、いかに、この自然環境である山とか水とか、あるいはそういう水環境とか、そういったものをどうやって守り抜いていくのか。そこに、この全国で初めて、水源地域と工業都市とが一体化するという初めてのモデルケースをつくり上げるわけですので、是非そこら辺のところをベースに置いて、将来像についても是非そういったことをしっかりと、全国のモデルとしての事業として新しい歴史をつくる作業でありますから、そういう点を是非十分にご議論いただいて、将来像というふうなものを是非再度練り上げていただきたいと。このことを私は津久井の町長として、水資源開発をずっとやってまいりました町長として、新しい、この全国に先駆けるモデル事業だというふうに思っていますから、その都市像をご検討いただきたいと、このようにお願いを

しておきます。

以上でございます。

○矢越委員長 ありがとうございます。

○小川会長 他にございませんか。

ございませんようですので、「報告第17号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について」は、ご承認をいただいたものといたします。

次に、「報告第18号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について」、議員の定数等に関する検討委員会、山岸委員長より報告をお願いいたします。

山岸委員長。

□報告第18号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について

○山岸委員長 それでは、議員の定数等に関する検討委員会の開催経過についてご報告を申し上げます。資料がありませんので、ひとつお聞き取りをいただきたいというように思います。

1回目、2回目につきましては、各議会で行っております事務事業、あるいは制度のすり合わせ、調整ということを行っております、前回の第3回のこの協議会で、既にその中身につきましてはご報告をしているところでございます。

これからご報告申し上げますのは、第3回目の委員会の結果でございます。

7月28日に、相模原市のけやき会館で第3回の議員の定数等に関する検討委員会を開催いたしております。そこで、議会議員の定数及び任期の取扱いについて協議をいたしました。

検討委員会では、1市3町の議員の定数や任期を始め、議会議員の定数及び任期の取扱いに係わる想定例をひとつ研究しようと、こういうことで3回目はいたしまして、まず、第一点は、地方自治法による一般原則による場合、こういうことですが、これはどういうことかといいますと、人口50万から90万までの都市は、定数を上限56と定められている訳です。したがって、今、相模原市は56の上限定数に対しまして10人の減員条例、減らす条例を作って、46の定数になっている訳です。したがって、上限との間に10のゆとりといえますか、法定上限までは10あるわけでございまして、この範囲で協議を進めるという方法が1つ。

それから、合併特例法による特例に基づくものでございますが、これには2つございまして、1つは、編入を受ける――例えば、相模原市に編入をされるという方針でございまして、相模原市の46の議員というのは、人口1万3,000人に1人と、こういう割合で今

選出をされている訳です。それに倣って定数を定めるのが定数特例と、こういうものでございまして、それでいきますと、もう既に資料で皆さん、ご案内のとおり、多くは申しませんが、城山2、津久井2、相模湖1、計5増えると、こういう中身になるわけです。

もう一つの在任特例というのがございます。3町合わせて46名の町会議員さんがおられます。この方々が在任の期間は市会議員を勤められるというのが在任特例ということでございまして、以上、申しましたように、地方自治法の範囲内でやる方法と、合併特例法の2つの例。したがって、3つということになりますね。この3例をもとに、各町市で持ち帰って今検討の段階でございまして、これを、次回から具体的に各町市の考えを出していただいてまとめていこうと、こういうことございまして、また皆さんのご意見等も広く伺いながら、市民の皆さんにご理解がいただけるような定数を定めていきたいというように検討委員会としては今思っているところでございます。

以上です。

○小川会長 ご苦労さまでございました。

只今の報告に関しましてご質問等ございましたら、お願いをいたします。

特にないようでございますので、只今の「報告第18号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況」につきましては、ご承認をいただいたものといたします。

続きまして、「報告第19号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正について」、事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

□報告第19号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

○田所事務局長 お手元にご配付してございます、合併協議会資料の76ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第19号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正についてでございます。

この規程につきましては、第1回の合併協議会にご報告を申し上げ、ご承認をいただいておりますけれども、現在、城山町におきまして助役が不在でございます。そのために、この幹事会規程のうちの第3条、幹事会は幹事4人をもって組織をすることとなっております、第2項におきまして、幹事は協議会を構成する市町の助役をもって充てることとされております関係がございまして、このことから、ただし書きをつけ加えまして、「ただし、助役が欠

けた市町にあっては、当該市町の長が指定する職にある者をもって充てるものとする」という改正を行うものでございます。

これにつきましては、本年の7月16日から施行をするということで改正をしたいというものでございます。

以上、報告第19号についての説明でございます。よろしくお願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から、「報告第19号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正について」の説明がございました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にないようでございますので、「報告第19号 相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正については、ご承認をいただいたものといたします。

以上で、報告事項につきましては終了させていただきます。



◎その他

○小川会長 4のその他でございます。

関連がございますので、(1)の「第5回相模原・津久井地域合併協議会次第(案)について」と、(2)の「今後の協議会開催日程(案)について」、事務局より一括して説明をいたさせます。

事務局長。

□その他(1) 第5回相模原・津久井地域合併協議会次第(案)について

□その他(2) 今後の協議会開催日程(案)について

○田所事務局長 お手元の資料、78ページをご覧いただきたいと思います。

その他の(1)と(2)でございます。

その他の(1)といたしまして、「第5回相模原・津久井地域合併協議会次第(案)について」でございます。

第5回の相模原・津久井地域合併協議会につきましては、本年8月25日、午後2時から、場所は、相模原市のけやき会館の方で開催の予定でございます。

この協議事項の中に、協議18号から24号までがございますが、本日の協議会におきま

して、協議事項で継続協議となった事項が3件ほどございます。「協議第4号 新市の名称について」、「協議第12号 行政連絡機構の取扱いについて」、「協議第13号 慣行の取扱いについて」が継続となっておりますので、これらについて追加をさせていただく考えでございます。

また、報告事項の一部につきましても、これらに加えさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、報告事項といたしましては、各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2がございます。また、まちづくりの将来ビジョン、それから議員の定数等に関する両検討委員会における検討状況につきましても、ご報告をさせていただく予定でございます。

それから、（2）の今後の協議会の開催日程でございますけれども、事務局の案といたしまして、第6回の本合併協議会につきまして、9月21日、午後2時から、津久井町生涯学習センター、体育館におきまして開催の予定をさせていただいております。

その他の事項につきましては以上でございます。よろしく願いをいたします。

○小川会長 只今事務局から説明がございました。

ご質問がある方はお願いをいたします。

特に無いようでございますので、質疑を終了させていただきます。

その他であらかじめ用意された……。

はい。すみません、荒井さん。

○荒井（正）委員 私は、この合併協議会を25日にやることとか、そういうことについては別段反対する訳ではないんですが、資料が非常に遅いんですね。今回も、私は30日に、役場の推進課の方に、まだ資料が来ていないんだけど、どうなんだろうと。31日になってしまうと、もう土曜日なので、30日に行ったときに、まだ出来ていないということだったので、うちに、私に来たのは、31日の夕方来ましたよ。確かに郵送で来ました。本来ならば、相模湖町の議会は、任意協議会に参加するときには必ず勉強会をして出ようと、こういうことだったので、2日の日には、ここに参加された、任意協議会へ参加された方は、夜、勉強会をいたしましたけれども、2日の日には、まだやっと資料が議員さんに届くという状況なので、やりませんでした。

だから、今回は、私は、お会いした議員さんにはそのように言いましたけれども、お会いできなかった議員さんには電話で、今回は勉強会をいたしませんのであらかじめご了承ください。資料が2日の日には届くということでございますので、皆さん、それぞれ勉強して

くださいと、こういうことになっておりますが、今度は25日に行われるわけですが、今日が5日で、20日ですよ。20日間の間なんですよ。20日間の間で、21、22と、また土曜、日曜ということが入って、24日にまた議員定数の会合もあるという中で、大体15日間の例えばの間に、2週間ぐらいの間に郵送ができるのかできないのかということになると、やはりうちの方でも、議会といたしましても、今度出る問題は、地方税の問題とか、国民健康保険の問題とか、介護保険の問題、保険者にいろいろな、今度は住民サイドに問題がある。これこそ、皆さん、議員さんが一緒に勉強しなければならない問題を、また資料が届かなかつたと、こういうことでは、誠に議会といたしましても、意見を言うにしても、やはり町の中の議会の中の意見も必要でございます。町民のために申し訳ございませんので、資料が十五、六日までに届くか届かないのか、事務局にお願いをするということと、それが届くようでしたら、また今回のようなことでしたら、21、22は土日で、あと23、24日にはまた定例会があるわけですから、勉強する暇がないので、要するに、何時頃資料が届くのかということだけお聞きしたいと思っております。

○小川会長 はい、わかりました。

事務局、いかがですか。

事務局長。

○田所事務局長 事務局の方といたしましても、鋭意努力をいたしまして、毎日遅くまで、こういった事務の調整等を行い、資料の作成等を行っています。極力、出来る限り早く作業いたしまして、お手元にお届けできるよう、いずれにいたしましても努力はさせていただきたいというふうに思っています。出来る限り早く出来るように努力をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○小川会長 特に、いわゆるお盆の時期がございますから、印刷等の手配はなるべく早目にさせていただきたいと思っております。

特に、他にございませんか。

○荒井（正）委員 いずれにいたしましても、早く資料を送っていただかないと困りますので、よろしく願いいたします。

○小川会長 はい、分かりました。そのように、また事務局に言うておきます。

他にございませんか。

ございませんようですので、その他の「第5回相模原・津久井地域合併協議会次第

(案)」、(2)の「今後の協議会開催日程(案)について」は、ご了承をいただいたものといたします。

以上で、あらかじめ用意された事項は終わるわけですが、特に、その他で事務局から何かございますか。

無いようでございますので、いよいよこれで終わるわけでございます。

閉会のお言葉をいただくわけですが、この際、折角おいでいただいておりますので、アドバイザーの先生から、もし出来たら一言、何かお考えのことをお話しただけたらと思っております。

では、辻先生、よろしくどうぞ。

○辻アドバイザー どうも、皆さん、心の中はお家へ真っすぐだと思いますので。今日話題になったこと、公共的団体の話にしても、それから自治会の支援に関する広報紙の配布に関しても、子育てに関しても、合併の有無にかかわらず、早晚、考えなければならないことなんです。従って、今回、この合併の協議に、もしくは改善できることがあったら改善していいと思うんです。それから、ただ、それぞれの団体で、個別の団体で協議しても非常に時間の掛かることなんです。そういうものに関しては、やはり年月を切って、新市で検討すると。無理には拙速に結論は出さないという方が、合併を考える上では良いのではないかなというふうに一般的には言えると思います。

以上です。

○小川会長 ありがとうございます。

吉田先生、特に何かございますか。

○吉田アドバイザー そうしましたら、一言だけ。皆さん、同じ思いだと思いますが、この協議会の運営についてなんですが、先程皆さん、色々議論されておりましたが、協議会の規程がございまして、規程が基本的なルールになっていますし、そのもとで組織化されて、色々作業が行われ、ここで提案されるという。ここで皆さんが協議して決定するという仕組みになっておりますので、やはり規程に沿ったルールをそれぞれが尊重するということが大事ではないかなという、そんなふうなことをちょっと感じておまして、そのことを一言だけ申し上げておきます。

○小川会長 ありがとうございます。



◎閉 会

○小川会長 それでは、いよいよ閉会とさせていただきたいと思いますが、最後に、溝口副会長よりごあいさつを頂ければと思います。よろしく願いいたします。

○溝口副会長 合併協議会も第4回を終了したわけですが、今回から事務事業の協議、報告がなされ、より具体的な協議内容になってきました。また、まちづくり将来ビジョン検討委員会も、公募委員さんの方のご尽力により検討、協議が順調に進み、中間報告を行うことができた訳でございます。住民の皆様には、ホームページや各役所及び出張所、あるいは公民館等で協議内容を是非ご覧になっていただきたいと思います。

この合併協議は、大局的な見地から現状を十分に認識し、地域の発展に十分配慮して協議を進めています。また、対等の協議を行うために、協議会の委員は、1市3町とも12人ずつの同数で協議を行い、将来を見据え、親、孫の世代も安心して暮らすことのできる地域社会の存続を目指し、協議を行っています。今後も実り多い協議を重ね、その内容を住民の皆さんに情報提供していく所存でございます。

それでは、これで第4回合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

○小川会長 長時間に渡りまして、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、第4回相模原・津久井地域合併協議会を閉会させていただきます。

長時間に渡りまして熱心にご協議頂きまして、ありがとうございました。

閉会 午後7時07分

相模原・津久井地域会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成16年9月15日

会議録署名人 大 用 順 司

会議録署名人 永 井 宏 一